

第四百十五回国会
衆議院

法務委員会議録第二十一号

平成十一年七月二日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 杉浦 正健君

理事 橋 康太郎君

理事 山本 幸三君

理事 坂上 富男君

理事 上田 勇君

理事 大石 秀政君

理事 加藤 卓二君

理事 鯨岡 兵輔君

理事 小杉 隆君

理事 菅 義偉君

理事 古屋 圭司君

理事 保岡 興治君

理事 枝野 幸男君

理事 福岡 宗也君

理事 安倍 基雄君

理事 木島日出夫君

理事 園田 博之君

出席國務大臣

法務大臣 陣内 孝雄君

出席政府委員

法務大臣官房長 但木 敬一君

法務大臣官房司 房村 精一君

兼法制調査部長 兼内閣審議官 細川 清君

法務省民事局長 護局長 炭谷 茂君

厚生省老人保健 厚生生省老人保健 近藤純五郎君

福祉局長 自治省行政局選 片木 淳君

學部長 委員外の出席者

厚生大臣官房障 害保健福祉部長 今田 寛睦君

第一類第三号

法務委員会議録第二十一号

平成十一年七月二日

最高裁判所事務 総局総務局長 浜野 惺君
最高裁判所事務 総局家庭局長 安倍 嘉人君
法務委員会専門 員 井上 隆久君

委員の異動

七月二日

辞任

加藤 絃一君

河村 建夫君

笹川 堯君

渡辺 喜美君

榊原 恒夫君

同日

補欠選任

大石 秀政君

小坂 憲次君

古屋 圭司君

望月 義夫君

武山百合子君

本日

補欠選任

渡辺 喜美君

笹川 堯君

河村 建夫君

加藤 絃一君

榊原 恒夫君

本日の会議に付した案件

民法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三
号)

任意後見契約に関する法律案(内閣提出第八四
号)

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律案(内閣提出第八五号)

後見登記等に関する法律案(内閣提出第八六号)

○杉浦委員長 これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日、最高裁判所浜野総務局長、安倍家庭局長

から出席説明の要求がありますので、これを承認
するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉浦委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○杉浦委員長

内閣提出、民法の一部を改正する
法律案、任意後見契約に関する法律案、民法の一
部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律案及び後見登記等に関する法律案の
各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。日野市朗君。

○日野委員

まず最初に、法務大臣にお伺いを
したい。

この法務委員会、非常に多くの法案をいまだ抱
えております。私は、これから一生懸命その法案
に取り組んでいかなければならないと思ってい
る。しかも、本日審議が行われる民法の改正案
等、これらの法案については、もうこれは国民の
コンセンサスである。これを一日も早く成立させ
てもらいたい。これは国民のコンセンサスであ
る。一方において、参議院において非常に紛糾を
していること、これも私はよく知っております。
そこで取り扱われていた法案が、これは国民のコ
ンセンサスはいまだに得られていない。こういう
状況の中で、きょう私は、半ば挫折感に襲われそ
うになりながら、しかし、これではいかめと自分
自身を奮い立たせて、今この質疑に臨もうとして
いるのです。

この民法等の法律案、これの次には、経済界が
渴望している法律案、つまり、株式交換、株式移

転、これらを含んだ商法の改正案が一刻も早い成
立を求められている。このような状態にあって、
法務大臣に伺う。きちんと答えていただきたい。
これは通告も何もなかったけれども、政治家で
あり法務大臣であるからには、当然答えられるこ
とだ。(発言する者あり)黙っておれ。法務大臣
は、この法律案の成立、それからメジロ押しに來
ている法案、これらについてどのようにお考え
か。これを成立させたいと考えておられるのか、
これらは流れてもしょうがない、こう考えておら
れるのか。いかがですか。

○杉浦委員長

日野議員、ちょっとお待ちくださ
い。

速記をとめてください。

(速記中止)

○杉浦委員長

速記を起してください。

休憩して、理事会を開催して協議したいと思ひ
ます。理事会を開きます。

午前九時三十分休憩

午前九時五十八分開議

○杉浦委員長

休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。日野市朗君。

○日野委員

何か、先ほどの質問で不穏当なところ
があったとしたら、これは後で議事録を検討し
た上で、それを訂正していただく、その部分は
削除をしていただくということにして、先ほどの
質問について、これから法務省として、その責任
の衝にある大臣として、現在、本院にかかってい
る諸法案、本委員会を取り扱っている諸法案、こ
れはいかがお考えですか。これをきちんと成立
させたいという熱意をお持ちかどうか、伺いま
す。

○陣内国務大臣 今国会にお願ひしております法律案につきましては、その成立を期して私も努力しなければならぬと思っておりますが、いずれにいたしましても、委員会でお取り計らいいただくわけでございますので、そのように考えておるところでございます。

○日野委員 委員会にげたを預けられましても、法務省からの提出ということを出されている法案でありますから、それについて、優先順位とかいろいろこれは法務省もお考えになるところはあると思うんです。そういうことについて、きちんと検討をされて、すべての法案の成立を図るというお考え、おありかどうか、いかがですか。

○陣内国務大臣 私どもとしては、衆参両法務委員会におきまして、私どもの提案しております各種法案、これをお審議、御決議いただきたいというふうな気持ちでいっぱいでございます。

○日野委員 では、どうも歯切れが悪いなと思ひながら、この民法等の法案の質疑に入らせていただきます。

私は、この法案に賛成の立場であります。ただ、私も法律の実務もいささか取り扱ってまいった経歴がございますので、この法律案というのはある意味で非常に野心的な法律案であらうというふうに思っております。

私、この法案が、今までの、特に裁判所、一步を踏み出したという印象を強く持つのであります。今まで司法といえは、どちらかといえは、これは回顧的な仕事をやってまいりました。特に後見という問題については、これはローマ法以来ずっと民法典の中に存在する一つの制度であります。しかし、いわゆるパンデクテンシステムですか、財産法と身分法との、そのところをきちっと分けてつくられている民法典ということになりますと、どうしてもこの後見という問題については比較的軽く見られていたと言ふ問題であります。しかしそれが、各国の事例は知りませんが、特

に我が国においては余りうまく機能したとはちよつと言ひにくいのではないかとこのように考へてゐるわけですね。それは法典のつくり方もあるのだけれうし、それから司法の性格ということもあるのだけれうというふうに私は思つておるんですが、これから裁判所はさらに一步を踏み出そうとしてゐる意欲がこの法律案に示されてゐるのかどうかという点についての裁判所のお考え方を伺つておきたいと思ふのです。

実は、来年の四月からは、御承知のように介護保険制度が実施されることになってゐますし、厚生省あたりは、地域福祉権利擁護事業、これもかなり意欲的な事業であらうと思ひますが、こういう事業を推進されようと思はれる。こういう中で、特に被後見者と言はれる人たちの権利を全からしめていくために、裁判所の役割というものは非常に広がっていくだろうというふうに私は考へるのですが、裁判所のお考えはどうなのか。

そして特に、これを広げていこうという意欲があらうのかどうか。特に、「後見開始ノ審判ヲ為スコトヲ得、この民法には書いてあるわけですね。「コトヲ得」なのですね。しなければならぬでもない。その条文の文言はそのまま引き継がれるわけですが、この点について、裁判所のお考えをお聞かせください。

○浜野最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

委員の御指摘は大変大局的な観点から、大きい御質問でございますので、まず大局的な観点からお答えをいたします。司法の使命は、公正な手続に基づきまして事件を法的に解決することにより、社会の法的ニーズに対応することにあるというふうな存じしております。今後、社会構造の変化等に伴ひまして多様化するものが予想されます。社会の法的ニーズに対応いたします。司法におきましても、訴訟手続以外のさまざまな解決の手法というものが重要性を増してくるのではないかとこのことは委員の御指摘のとおりであらうというふうに考へております。

特に家庭裁判所は、その科学性と専門性を發揮しまして、まさにただいま申し上げましたような手法を中心として事件を解決すべき役割を担つてきてゐる機関でございます。今述べましたように、社会構造の変化等によりまして高まる国民の家庭裁判所に対する期待にこたへ、より迅速な事件処理を図るために、その体制のあり方につきましてもさらに検討していく必要があるというふうな考へております。

○日野委員 今のお答え、私、いささか抽象的なところ、さっきの民法七条の、「審判ヲ為スコトヲ得、」こう書いてあります。そして、これは被後見人にふさわしいな、被保佐人にした方がいいな、それから、被補助人にした方がいいなというふうなことは、裁判所に入ります人を見ておられてお感じになることはあるのだろうと思ふのです。そのとき、もちろん裁判所というのは申し立て権者ではありませんから、しかし、そういう人を見た場合、自分から進んでそれを、例えば今回申立入として新たに追加された検察官であるとか市町村長であるとか、そのほかにも任意後見人とかいろいろございしますが、そういった人たちの方々にそれをお知らせして、そして、これは申し立てをした方がいいよということを勧めるというふうな積極性をお持ちなのか。それとも、これは不告不理でござんすと、言ってきたらそのとき審判をしましょうということになるのか。そこいらの家庭裁判所の姿勢というものはどのようにあるべきか、いかがでしょうか。

○安倍最高裁判所長官代理者 御説明申し上げます。

委員御指摘のとおり、今回整備を図ろうとしてゐる成年後見制度、大変重要な制度を予定してゐるわけでございます。この制度においては、まさに被後見人となるべき方々の後見的な立場での

権利の擁護といったことを考へていかなければいけないということはおつしやるとおりだろうと考へておりますし、私どももいたしまして、その点については十分な配慮を進めていきたいと思へてゐる次第でございます。その意味では、家庭裁判所の備へてゐる諸機構を十分生かして、また、しかも地域の関係機関との連携を深めまして、その権利保護について必要な手当てを行うべく運用を円滑に進めていきたいと思へてゐるわけでございます。

ただ、しかしながら、今御指摘のありましたような、裁判所が不告不理の原則を踏み越えて、さらに積極的に事件というものをみずから手で掘り起こしていく姿勢をとるべきかどうかという点でございますけれども、大変難しい問題をはらんだ御指摘かと思つたわけでございますけれども、私どももいたしましては、裁判所の姿勢といたしましては、その利用を積極的に働きかけることまではいかながものだろうかと思へてゐるわけでございます。

しかしながら、この制度については、十分な趣旨説明をして、御利用いただくについては、十分こちらの体制を整えた上で、御利用いただきやすいものにしていくということについては、さらに格段の工夫を重ねていきたいと思へてゐる次第でございます。

○日野委員 好むと好まざるにかかわらず、この法案が成立いたしますと、こういう審判の申し立てというものはふえてくるんだらうと私は思ひます。それともかなりふえるんだらうというふうな思ふのです。というのは、現在の禁治産、準禁治産等の中でカパーし切れてゐない部分が今度は表面化してくるということが随分ありますから、これはかなりふえるだらうと思ひます。

そうすると、当然組織もいじつていかなくちゃいかぬのじゃないか。それから、予算的にもかなり増額せざるを得ない部分が出てくるのだらうと私は考へておりますが、そういうところを考へが及びますと、裁判所というのは予算のとり方が下

手だし、余り組織もいじりたがらないということがございまして、その点が私は非常に不安なんです。この点はいかがでしょうか。

○浜野最高裁判所長官代理者 現在御審議いただいております成年後見制度についての法案が成立した後の具体的な裁判所におきます運用、これがどういうふうになっていくのかということは、今後裁判所内でも工夫して積み重ねていかなければならないところでございまして、また、新しい制度でございまして、この制度に係る事件数の動向というのは現在の時点では予測しがたいところでございまして、大局的に申し上げますと、高齢化の進展等に伴います法的ニーズが高まるということは予想されるとございまして、国民にとってより利用しやすい、親しみやすい裁判所という観点を持ちつつ、家庭裁判所が、特色であります科学性や後見性を十分に発揮して、的確な事件処理が図れるように、委員御指摘の家庭裁判所の人的、物的体制のあり方につきましてもさらに検討していく必要があるというふうな考えでおる次第でございまして。

○日野委員 ひとつ、裁判所、余り弱気にならないで、私に言わせてもらえば、いわば行政の一部ともいえるべきものを担っていくわけでありまして、どうぞ遠慮なさらないで、組織の改編、必要ならやっていたく、予算の要求も遠慮しないでやっていたく、そうやるのが、この法案の本来望んでいるところを実現していく方策であらうかというふうな思いしますので、一応、ここからエールを送っておきたいというふうに思っています。それで、後見等の請求者の範囲が今度はかなり広がりました。任意後見人等が請求権者になっていました。それから市町村長も請求権者になっていくわけですね。ただ、市町村長の場合は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、それから知的障害者福祉法、老人福祉法、この三つの法律に限定されているわけですね。これをもっと拡大することは考えられないのか。

それから、「請求をすることができ。」という規定になっておりますね。これが民法典であれば請求スルコトヲ得なんでしょうけれども、これは民法典じゃない法律ですから、「できる。」となっておりますが、これはもっと範囲を広げる、例えば民生委員というような制度なんかありますね。それから人権擁護委員などという制度もある。ここからちゃんとした情報を得て、そして市町村長あたりがきちんとしたものと強い権限を持つということはできないかどうか、いかがお考えでしょうか。

○細川政府委員 まず、御質問の第一点の申し立て権者の拡大についてでございますが、これは御指摘のとおり、従来の民法に比べて、市町村長等を加えることによりまして、拡大しているわけでございます。

他方、後見でございましても保佐でも補助でも、一定の場合には、本人の行為能力を制限するということでございますので、言えは不利益の面もあるわけでございまして。したがって、そのこととは慎重に考えて、権限が濫用されないようにということも考えなくてはなりません。

そこで、市町村長の場合であれば、これは政治的にも責任を負っておられる方でございますし、しっかりと自治体としての機構がございまして、で、そういうところならば安心だろうということ、で、民生委員等の方々がそういう事情を知ったならば市町村長に通知するという形で適切な行使を期待したいと思っております。

現に、日常の介護サービス等は、市町村長が権限があるのですが、現実には民生委員とかヘルパーとかそういう方々がやっていて、それが行政的に伝わるようになっていくということで、現時点では市町村長に限るのがよろしいのではないかと判断でございまして。

それから、御質問の第二点の、「することができ。」というこの意味でございまして、現在の民法では、相当多数の方を申し立て権者としております。そして、これはいわば権限の規定でございまして、その権限の規定は、当然のことながら、

ら、権限のある人が適切にそれを行使用することが期待されているわけでございまして。他方、しなればならないと義務的に書きますと、それでは、第一次的に義務者はだれなので、第二次的にはだれかというふうなことで、大変複雑な問題が起ころうといたします。

そういうこともございまして、民法上は他の場合もすべてそうなんです、スルコトヲ得、することができるといふ権限規定で書いておるわけでございまして。しかし、その権限は適切に行使用することが期待されているというふうにお答え申し上げたいと思っております。

○日野委員 私、非常に心配をしているのは、いわゆる独居老人と言われる方々がかなりいるわけですね。よそとの連絡も十分にとれない、とろろともしないという方も多いのでしようが、なかなか一般的な社会との接点を持たない。また、そういう人たちが結構お金を持っているということもよくあることでありまして、そういった財産の管理などをやらなければならぬという人たちがかなり多い。また、民間福祉施設というところに入っている方もありまして、民間福祉施設なんというのは、そういった老人の方々なか非常に多くの接点を持っているわけでありまして。

こういうことから、私、この法案で、かなり申し立て権者というのは拡大はされたけれども、民間福祉施設の長というふうな人なんかは、情報を提供することとまらず、ちゃんと申し立て権者に入れてもよかったのじゃないかなというふうにも思っています。それから、町内会長やなんかきちんと市の方に連絡をするということなども必要なのではないかな、そんなふうな思っております。

そういう、特に独居老人なんかで、町内会長なんか、あの人は危ないなというふうなことを知っているのなんかは、ちゃんと市の方に通報をするというふうなシステムを指導すべきではないかなという考え方を私は持っているのです。今すぐで

きるかどうかという、これも今局長おっしゃられたようにいろいろな問題点があります。それはよくわかってはいますが、そういうところを何とかカバーしてやらないといけないのではありませんかというふうな感じもするのですが、御感想で結構です、ひとつお聞かせください。

○細川政府委員 ただいま御指摘のとおり、独居老人等につきましては、その方が成年後見等の保護が必要だという情報が適切に自治体、市町村長に伝わる必要だと思っております。

そういうことは、申し立て権者は市町村長に限っておりますが、その情報が適切に迅速に伝わるということによって、この法案の適切な運用ができるというふうな考えておりますので、今後とも、関係の機関とも協議いたしまして、そういう体制になりますように努力してまいりたいと思っております。

○日野委員 それでは、実務の現状、それから、これからの展開がどうなっていくのかということについて少しお伺いをしたいと思います。

現在、これは禁治産に当たる、それで後見人をつけなくちゃいかぬ、こうなっている、実際は、禁治産の申し立てをする申し立て権者がだれそれを後見人に、こう書いて出させるという方法をとっておられますね。今度は、職権でこれをするということになるわけでありまして、申し立て権者もだれを一体後見人にしたいのかは実はわからぬ。私は申し立てはするけれども、私は嫌なのよという人だっているわけでありまして、そこいら、現状はどうなっているか。そして将来、どのように実務のやり方というのは進むべきか。お考えはいかがでしょう。

○安倍最高裁判所長官代理者 現在の禁治産制度、準禁治産制度のもとにおきます後見人、保佐人の選任の状況をかいつまんで御紹介申し上げますと、法定後見人、これは配偶者でございまして、法定後見人となる者が一七％というのが調査の状況でございまして。そして残り、選定後見人でございまして、裁判所が選任する後見人の大半が、約

九割を超える数になりますが、これが親族によって後見人になっていただいているというのが実態のようでございます。

今回の新しい制度のもとにおきましては、現行の配偶者法定後見人制度がなくなることがあり、他方でまた法人あるいは複数の後見人があり得る、こういうことになるわけでございますが、そういう形で選択の幅が広がるということになるかと思ひます。

そういった中で、個々の事案に応じた対応を考えていくしかないわけでございますけれども、一つには、御指摘のように、申し立ての際の候補者の推薦がある場合があるかと思ひます。その推薦の方の適否を考えていくということがあります。推薦がない場合には、その地域社会における他の福祉関係機関等の方々でなっていたり、方、いわば社会資源と申してよいかと思うのでございまして、こういった方々の中から、どなたになつていただくのが適当かということを考えていくことになるかと思ひます。そういった意味では、法律の専門家等が一つの類型になるかと思ひますし、さらには福祉関係の団体や個人の方々もそういった候補者になるかと思ひます。

私どもといたしましては、どういう方々がそういう候補者になり得るかということを中心把握できるように体制も組んでいきたいと思ひます。

○日野委員 今、後見人候補者、後見人になろうとする人たちが、なり得る人たちについていろいろとお話ございました。そのとおりであろうというふうにも思ひますし、今までの実務でほとんどがいゆる家族共同体と言われるものの中から後見人を選んできた。これは保佐人についても同じでしょう。

ですから、後見人に絞った話をしますが、保佐人のことも頭に置きながらひとつお答えをいただきたいと思ひますが、この議論の中で、家族共同体が今まで果たしてきた役割というものは、私は

これは決して軽く見てはいけないと思ひます。そして、これについてはこれからやはりしるべき配慮というものをしていくべきかと思ひますが、人によつては、この家族共同体をもつて大事にして、これの中から後見人を選ぶべきというような論を立てる人もおいでになるようです。

しかし、今の世の中の移り変わりを考えてみると、もう家族共同体で面倒を見れないという事例はいっぱいあります。少子化でございまして、核家族化しているものだから、親を田舎に置いて自分は東京で働いて、後見の事務をきちんとなさねといふような家族も多いわけでございまして、これをさらに縛りつけていく、後見人と被後見人、これを家族であるとか親族の共同体の枠に押し込んで縛りつけておくということは、私としてはまことに非建設的であると思ひます。けれども、やはり情義を大事にすべきである、情理というものを大事にすべきである、そういう意見もございまして。

これについては法務省としてはどんな御意見をもちこたにならましよう。法務大臣としてはいかがですか。

○陣内国務大臣 新しい成年後見制度のもとでは、家庭裁判所が個々の事案に応じて、最も適任と認められる者を成年後見人等に選任することになっております。したがって、家族が無私の愛情に基づいて後見事務を行うのが適当な場合もあれば、弁護士、司法書士、社会福祉士、ボランティア等の第三者が専門的な知識や経験を活用して後見事務を行うのが適当な場合もあると思ひます。

そのいづれが適当であるかということにつきましては、本人の意思や家族間の関係、後見事務の性質等を総合的に勘案して、個々の事案ごとに家庭裁判所によって適切に判断していただくことになると思ひます。

○日野委員 そのとおりなんです、表面的に見ればそのとおりなんです。しかし、こういう制度が動いていくときは、いや、それは家庭裁判所の

仕事でございまして、これは済まない。やはり社会が後見の事務をちゃんと果たしていく、保佐の役割をやりますようにしていく、こういう全体的な雰囲気醸成といふんです。そういうモラルの醸成といふんです。そういったものが重要なので、私が聞きたかったのは、それはどっちの役割だといふような話じゃなくて、そういうものの醸成をやっていくというのは法務省の役割が非常に大きいのではないかと思ひます。そんな考え方から、どうですか、気楽に答えていただいて結構です。

○陣内国務大臣 自助、共助、公助、こういうものの組み合わせの中で適切にこういう問題は取り扱っていくかといふかと思ひますが、気持ちの上では、今委員がおっしゃるような気持ちを私も、大変同感でございまして。

○日野委員 それでは、後見等の仕事は順調に進むための条件といふようなものをひとつ考えてみたいと思ひます。

一つは、今までこういう仕事はボランティアなものといったらあれでしようか、家族共同体の中で支えるという、今大臣のお言葉をかりれば、無私のという言葉を使いましたね。私もこれは非常に適切な言葉かなと思ひます。ところが、そればかりには寄りかかっていられないというのが現状であろうといふふうにも思ひます。それには寄りかからないといふことになれば、報酬をきちんと支払っていく、その仕事に対してはきちんと報酬を支払っていくというものが私は大切な観点ではなからうかといふふうにも思ひます。

そこで、現在の実務、家事審判法九条一項二十号から家事審判規則の八十九条の二項にいろいろ規定がありまして、裁判所がこの問題を処理してこられていくわけですが、現在どうなっているのか、これをちょっと聞かせてください。私に言わせてもらえば、裁判所の人の仕事に対する評価といふのは残念だが非常に低い。それは予算の都合ございましてと言われるのはよく存じております。

が、非常に低い、こういうふうには私考えております。その実務の現状をちょっと御報告いただけたら。

○安倍最高裁判所長官代理者 今御指摘の点については、民法上、相当な報酬を与えることができれば、こういう規定になっていることでございまして、現在の運用といたしましては、報酬を付すべきかどうか、その額をどうするかという点については、まさに個々の事案ごとに考えていくしかないという状況であらうかと思ひます。

その際に考慮すべき事項といたしましては、後見人と被後見人の関係、身分関係があるかどうかという点でございまして、あるいは後見事務の内容、その後見事務の難易でございまして、あるいは期間がどのくらいかかったかということになるかと思ひます。さらには、後見人の有している財産の管理額、被後見人資力などを考慮いたしまして判断されているという状況であると承知しているところでございまして、まさに事案によつての判断とならうかと思ひます。

○日野委員 これはケース・バイ・ケースにならざるを得ない一面ございまして。しかし私は、ボランティアの努力といふのも限界があると思ひます。やはりしるべき報酬が払われて初めてこの制度というものは機能していくだろう、このように思っているわけですね。

それで、これからの見通しということになります。現在までの報酬の状況なんというのは、見ておきますと、家族共同体の中でやっていたという場合は、仕事の難易もありましようし、それから管理する資産の多寡もかわつてくるのでしようが、家族や何か後見の仕事をするときは、大体は払っていないかといふのが実情でございまして、いかがでございませうか。

○安倍最高裁判所長官代理者 後見人がどういう立場にあるかによつて、報酬が払われているかどうかという点について、私どもといたしましては統計的に把握しているものはございせん。その意味で御了解いただきたいと思ひます。

すけれども、ただ、御指摘のように、身分関係が近い場合には比較的その報酬の額は低くなるかという傾向があることは確かだろうと承知しているところでございます。

○日野委員 この間参考人質疑をやりまして、参考人の方々は、いろいろなボランティアの人たち、例えば弁護士会の中にもこういう仕事を引き受けてもいいよという、司法書士会なんかでも引き受けてもいいよという人たちがいる、そのほかにNGOの人たちなんかもあるという話を語っていかれました。こういう方々と家裁との間できちんとした連携をとり合っていくことが必要なことだと思ふのです。こういう方々と報酬なんかについての相談、これはある程度の基準を設ける必要があるだろうと思ふのですが、そういう相談をなさるおつもりはおありか、そういう方々と相談をして報酬の基準なども決めていかれるおつもりがおありか、いかがでございますでしょうか。

○安倍最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、後見人となつていただく方々との間で家庭裁判所が十分な打ち合わせを行うことは必要だろうと考えております。とりわけ各種の福祉関係機関等も関心を持っておられるところでございますので、私どももいたしましては、この法律が成立した場合には、速やかに関係機関との間で各家裁が協議を持ちまして、後見人の体制をどうするかという点についての相談を始めてまいりたいと考えているところでございます。

その中にありまして、どういう形で後見事務を行っていただくかということの検討があらうかと思ふわけなのですが、その一環として報酬についての話題も出ることもあらうかと思ふます。ただ、しかしながら、そこにおいて明確な基準が立てられるかということとは、これからの協議の推移を見守っていかなければ何とも言えないところがあるうかと考えている次第でございます。

○日野委員 その協議はきちんとやってもいいし、先ほども私、裁判所の、ほかの人たちに仕事を頼んだときのその仕事に対する評価が低い、

まことに失礼だが、こう申し上げた。別に国選弁護人の報酬などを言い立てるつもりは私はないのですけれども、例えば調停委員の方々に対する報酬であるとか、そういうのを見ても、これはいささか時代遅れしているな、それに参加してくださる方々の熱意というのか、ボランティアといいますが、そういったものにおんぶし過ぎてはいまいかというのが実は率直な私の感想なのです。

このことについて、例えば弁護士さんには後見人をお願いしますというところになって、これはかなり弁護士さんとしては犠牲的精神でやらざるを得ないということになるのだらうなと思ふのです。私は、犠牲的な精神でやるということとは美しいことかもしれないが、決して長続きはしない、私自身の経験からしてもそう思ふますし、いわゆるボランティアという形でいろいろな社会とかかわりを持つておられる方々の姿を見ていても、これはどのくらい長続きするのかということをおぼろげなを得ないですね。ここについて大きな変化を遂げなければならぬと私は思ふのですが、いかがでしょうか。

○安倍最高裁判所長官代理者 大変難しい御指摘かと思ふのでございますけれども、確かに、いい後見事務を行っていただくという観点からは、それなりの報酬をお払いしなければいけないという要請が一方にございます。他方では、その報酬の出どころである被後見人の財産、資力がどうであるかということも見なければいけないところでございまして、現在も、家裁の運用といたしましては、その後見事務の内容に見合う報酬を考へる一方で、その御本人の資力等を見ながら、事案に応じた判断をしているものと思ふわけでございまして、今後その点については的確に事案の内容を見きわめていくような運用を考へていきたいと考えている次第でございます。

○日野委員 前進的な実務の積み重ね、これに期待したいところでございます。決して後ろ向きに物事を考へないということがこのシステムをきちんと生かしていく上では必要なことだというふう

に思ひます。

特に、私、もう一つ心配するのは、親族を選任した場合、どうなるのだらうということなのです。親族であれば、より密度の濃い後見事務、後でまた話をいたしますが、身上監護もやらなくてはならぬ場合も出てくるわけでありまして、身上監護の中に介護的な要素が入ってくる、これはもう避けられない、こんなふうになりますので、特に親族が後見人になった場合はそのところの密度が濃くなってしまう。そうすると大変だと思ふ。

一方では、一般的な例で、何だ、あの財産をあの嫁がそんなに使うことはないのとか、あの嫁は報酬をもらっているようだとか、少しくらい離れていたっておばあさんの面倒を見るのは当たり前じゃないかみたいな、こんな話がずっとささやかれるということも、これは十分考へられるところですね。

そういう点から、親族についてもやはり正当な報酬、その正当性についてはいろいろ配慮すべき要素はあるだらうと思ひますが、正当な報酬というものは必要だと思ひます。お考え、いかがでしょうか。

○安倍最高裁判所長官代理者 確かに従来は、委員御指摘のとおり、親族であるがゆえに、いわばボランティア的あるいは無報酬で後見事務を行うべきである、こういう空気があったことも確かだろうと思ひます。それは親族とその御本人との人間関係のあり方によって随分変わってくる点だろうと思ふわけでございまして、今回、このような形で後見制度を整備しようというときには、やはり後見の事務について見合うものを考へていくということについては十分これから考へていかなければいけない点であらうと考えている次第であります。

○日野委員 それで、身上監護と介護の関係についてちょっと伺って、整理をしておいてもらいたいというふうに思ひます。私は、身上監護をやるということは容認すべき

であらうというふうに思ひます。そこで、後見人の行うべき身上監護と介護、ここから先は介護の仕事でございます。ここまでは監護でございます。といっても、これはなかなか線の引きにくい問題であらうというふうに思ひます。ここについてはいろいろ議論があるようですが、そこをきちんと整理してしまふという考え方は必要であらうと思ひます。どこまでが監護であつて、どこから先は介護だというような線引きといひますか、そういうものについては、法務省は具体的に考へ方、基準、そういうものをもちでしようか。

○細川政府委員 ただいま御指摘の問題は、大変重要な問題でございます。法制審議会の審議の中でも相当議論された問題でございます。

従来の民法におきましては、後見人は被後見人の療養看護に努めなければならないと規定しておりましたので、あたかも後見人自身がみずから介護しなければならぬように読めないわけではなかったわけですが、ただ、そこについては問題があらまして、そういうことがあるためにかえって適切な後見人を得ることができないという問題が指摘されておりました。

したがいまして、今度の法案におきましては、その点を改めまして、身上監護についての事務については本人の身上を配慮しなければならぬという規定にしておりまして、介護に関する事務、つまりどういう介護サービスを頼んでどういう契約をするかとか、そういう介護に関する事務については代理権はもちろん後見人にあるわけですが、後見人みずからが介護することはこの法律上要求されていないという考え方で整理したわけでございます。

○日野委員 そうはいっても、現実問題に直面をいたしますと非常に難しい問題が出てくるのだらうと思ひます。例えば高度医療についてどうするか、それから延命治療についてどうするか、リハビリをどうするか、それから臓器移植なんという問題もこのごろありまして、そういう問題をどうす

る。これはかなり頭の痛い仕事にも直面をするところになっていくのであります。

そこはやはりいろいろ実例の積み重ね、それから、裁判所、法務省両方共同して、こういう場合はどんなふうな処置にすべきかというような指針の基準をきちんと決めて、そういう指針をつくっていくこと、これは非常に大事な問題であろうと思いますので、そこは、各担当、各関係諸機関の努力を期待したいというふうに思います。非常な困難な問題であります。しかし、そのところがきちんとできておらず、画竜点睛を欠くようなことがあってもいけないというふうに思います。

それで、次に、皆さんどうお考えになっておられるかということであれば、今度法人が後見人等になれるわけでございます。

では、具体的な例で聞きましょう。

具体的に、医療福祉法人に被後見人が入院をしているというケースで、その法人は、身上監護についてはもちろん、いろいろな看護の事務について被後見人を代理できるのかどうか。これは、実際実態を見た場合は、その法人にやらせた方が非常に確に処置できるという例も多い、スपीディーに対処できるという例も非常に多いと思う。しかし一方では、利益相反という問題は常に回っているわけでありまして、ここいらはどうか考えておいでになりますか。

○細川政府委員 この問題は、そういう法人を家庭裁判所が後見人に選任していかどうかということでございます。最終的には裁判所が判断されるわけですが、法制審議会で審議したときの考え方を整理して申し上げます。やはりそういう御本人が入院なり入所している施設と御本人との間では、金銭面の支払いをしなければならぬという契約があるわけですから、基本的には利害が対立するという関係にあるわけですが、したがって、後見人が一人だけ選任されている場合には、それは包括的な代理権を持つことになりま

す。それで、そういう場合には不適当ではないかというふうな考えられたわけです。

他方、後見人が複数選任されて、金銭面に限ってはこれらの、施設じゃない人がやる、それ以外の点については、例えば介護サービスを契約するというのは施設が後見人になる、そういう分掌を定めることも可能で、また、保佐とか補助の関係で非常に限られた範囲で代理権が与えられるような場合には、先生御指摘のとおり、かえって入所している施設の方が適当な場合もあるということになる、このように考えられております。

そういう関係から、その点を適切に判断していただくために、利害関係を考慮した上で裁判所が適切に定めるといふ形の条文にしているわけでございます。

○日野委員 もし、私が後見人になった、そしてその被後見人はどこかのそういった施設にいる。こういう例は、特に弁護士とか司法書士とかそういう人たちが、結構忙しい職務に従事しながらボランティアとしてやっているというときに、しよっちゅう施設に行ってみて、目配りをし気配りをしながらということでは実際上はできないんだらうと思うんですね。実際上はできない。だから、その施設でやって、そして後でその報告をくれ、そしてそのときの帳簿関係もよく見せてよ、契約書関係なんかもよく見せてよという形に勢いはならないを得ないのではないかなというふうにいると思うんですね。

それで、私考えてみるんですが、これは必ずしも全部利益相反のおそれがある、だからこれはだめよというところではなくて、しかるべき監督人を配置してきちんとした監督が行われる、それで不正はないかというところが明らかにさればいいのではないかと思われる場合も随分多からうと思うのでございます。これは利益相反でございまして、これは無効でございまして、これをしゃくし定規にやっという場合と違うのか、かなり多いと思うんですね。こういう場合についてはいかがでしょうか。

○細川政府委員 御指摘のような問題もありますので、利益相反があるときには一切後見人になれないという条文になっていないわけですが、そこを裁判所がよく検討した上で選任するようにという条文になっているわけでございます。

今御指摘のような場合、まず一つ考えられますのは、弁護士の方が後見人になった場合、特定の事項についてそれをさらに委任するということも考えられますし、また、濫用のおそれがなければ施設を後見人にして、しっかりした後見監督人も選任するということも考えられると思います。

いずれにしても、後見人に選任されますと、きっちと財産目録をつくりまして定時に報告しなければならぬことになっておりますので、そういうことによって、利益相反が観念的には考えられるけれども、後見人にしている場合もないとは言えないというふうな考えでおります。利益相反だから絶対してはいけない、必ずしもそれが常に正しいわけではないだろうというふうな考えでいるわけでございます。

○日野委員 次は、大臣のお考えを伺いますが、今のやりとりをお聞きになっておられたと思います。

後見、保佐それから補助、こういったシステムは今までは違っていて、私の表現で言わせたいだければ、裁判所の枠を大きく超えた一つの方向に今発展しようとしているんだらうというふうな思いがあります。私、このような方向性というものは正しい方向を見ているんだらうというふうな思いがあります。裁判所も今までのようにぬくぬくはしていただけないわけでございます。こういう意識では、時代が大変大きく変わっていると言えんのですが、このような変化、これは法務省としてはこれからずっと持続をしていかれるというふうな考えでよろしいでしょうか。これは、裁判所にこういうことをやらせるのは恐ろしいか、裁判所には気の毒だということになって縮小したんじゃないように、前に進め

ていただきたいと私は思うんです。いかがでございますか。

○陣内国務大臣 我が国の家庭裁判所の特色というのを見ても、心理学とか社会学、教育学、こういうものに関する専門的な知識を備えたものでございます。その中には、調査官とか、あるいは事件の調査や人間関係の調整に重要な役割を果たしていただいているわけでございますので、こういった家庭裁判所の大変すぐれた特色を生かしながら、新しい後見制度がその目的に沿って利用されていくためには、制度の中核を担う立場で、家庭裁判所が今後とも大いに活躍していただきたい、このように期待しておるところでございます。

○日野委員 時間がそろそろなくなってきましたので、いろいろな議論があるところですが、結論だけ述べていただくような形になるかもしれません。

法人を後見人適格といいますが、それから保佐人、補助人、こういう形になってまいります。これは、先ほどからいろいろ裁判所との間で議論をしてまいりましたが、特に法人なんかになりますと、法人というのはボランティア的な要素というのは非常に少ないわけですね。法人の社会的貢献なんということを言われていますけれども、では、でかいメーカー会社が、例えばNTTがどこかの後見人になるなんて、そんなことは考えられない。別個の、今社会福祉の仕事をやっている法人というのは一つ考えられるでしょう。それ以外に新たに、シルバービジネスという言葉はありますが、そういう事業、何もシルバーに限らないで、いろいろな障害を持った方々でもいって、そういう後見事務をビジネスとしてやっていくという法人が出てくるかもしれない。ややもすれば、我が国のこういう問題に関する考え方というのは保守的だと私は思います。こういうのはボランティア的なところであるのが本当じゃないのかという考え方もあります。しかし、私はそれは考えないんだ。やはり、きちん

とした仕事をきちんとやって、きちんと報酬をもらう、そしてそれがビジネスとして成り立っている、こういうこともあっていいんだらうと私は思うんですが、この点についての大臣の考えはいかがでしょうか。

○陸内閣大臣 今回の改正によりまして、弁護士、司法書士、社会福祉士などの法律あるいは福祉の専門家が成年後見人となる場合がふえてくると思います。各種の法人が成年後見人等となる場合も出てくるだろうと思います。したがって、後見事務を事業として行う専門家や法人もあらわれてくると思われませんが、要は、本人の保護のために良質で適正な後見事務の遂行が確保されるということであれば、そのような事業の発展というのは、社会のニーズにこたえる上で大変重要だと思っております。

○日野委員 時間が来たようでありますから、終わります。ありがとうございます。

○杉浦委員長 次に、坂上富男君。

○坂上委員 坂上でございます。

前回に引き続きまして、民法改正について質問をさせていただきます。民法改正について質問をさせていただきます。

少し基本的なこともお聞きをしたいのですが、官房長がまだお出かけいただいていないようでございますから、少し各論的なことから質問をまずさせていただきます。官房長お見えになりましたら、大臣と官房長にお聞きもさせていただきます。こう思っておるわけでございます。

そこで、まず一つでございますが、任意後見人が受任した事務に関して、裁判を起したり登記の申請をしなければならぬ場合も想定されると思うのですが、任意後見人にそのような権限は認めておるのでしょうか、どうなんでしょうか。

○細川政府委員 これは、御本人と任意後見人となる方との間の契約で、そのような事項を委任すればすることはできるわけです。ただ、任意後見人が弁護士さんでない場合には、それはその人は

できませんので、弁護士さんに依頼するということの権限を与えればよろしいわけですが、また、任意後見人が弁護士さんである場合には、その方に、あれば訴訟等も依頼するという形の契約をさせていただければそのことは可能でございます。

○坂上委員 その次に、任意後見人に対する監督についてでございますが、任意後見人に対する監督は、専ら任意後見監督人が行い、家庭裁判所は、解任を除いて、任意後見監督人を介して間接的に関与するだけだと思われませんか。一体こういうような監督の仕組みで、間接的な監督で果たして実効性があるのでしょうか。それから、少なくとも家庭裁判所が直接に任意後見人から報告を受け、任意後見人に一定の事項を命ずることができるところの道筋というものを用意しておく必要があるのではないかと思いがすが、この点に対する法務省の見解はどうなんですか。

○細川政府委員 御指摘のとおり、任意後見人に対する直接の監督機関は任意後見監督人でございますが、この監督人は、任意後見人の事務を監督して家庭裁判所に定期的に報告することを職務としております。さらに、随時に任意後見人に対して事務の報告を求め、事務を調査する権限を持っております。

したがって、常設の監督機関としてはこれで十分であろうかと思っておりますが、さらに、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人に対して、任意後見人の事務に関する報告を求め、財産状況等の調査を命じ、必要な処分をする権限を持っておるということになっておりますので、実質的には家裁が直接の監督を行うに劣らないような仕組みになっているというふうに考えております。

○坂上委員 その次に、第十条の登記事項証明の請求についてでございますが、登記事項証明の交付というものは、御本人、その親族、成年後見人等から請求、それから公務員の職務上の請求、そういう場合に限られまして、取引の相手方とか利害

関係人は請求できないことになるんじゃないかと思うのですが、これは非常に二律背反でございます。確かに、いわゆる被後見人の人権を保護するという意味において登記制度にしたということとはわかるんですが、一面、取引の相手方というのはこれによって大変利害関係の影響を受けることになるわけでございます。取引の相手方とかの利害関係人はこれについて請求できないということになりますと、私は不都合なんじゃないかと思うんですが、この人権上の調和と取引の安全性についてどういうふうにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○細川政府委員 この点は、確かに御指摘のとおり、本人の保護と取引の安全をどう調和させるかという問題でございます。この立案の過程でも経済界の方々といろいろお話し合いもしたことがございます。

そういうことで、現在の考え方を申し上げますと、まず、成年後見人がその立場で取引をしようという場合には、その権限を証明してもらうために登記事項証明書を出してもらうということになります。その場合には、後見人が自分で証明書をとってこれということになります。

それから、本人がみずから取引をしようという場合には、相手方が疑問に思えば、あなたが成年後見等を受けているかどうかを確認するということになりまして、もし受けているということであれば、この取引は御本人ができるかどうか証明書を出してくださいと言って、御本人から出してもらうということでもよろしいんじゃないか。他方、能力者を装ってうそをついた場合は、これは民法二十条の詐術が適用になります。

そういうようなことを考えますと、これは、事項証明書を請求する人を一定の範囲の人に限定のやむを得ないのではないかとというのが結論でございます。逆に、取引の相手方がだれでも事項証明書を請求できるといたしますと、結局だれでもそれを見られるということになってしまいますので、それは御本人のプライバシーの保護の上で

適当ではない、そのような結論になったわけでございます。

○坂上委員 詐術を用いた場合の法律上の効果についてはまた後から聞きますが、これはなかなか非常にデリカシーな問題なんですね。これは、いわゆる取引の安全の観点からいってどう対応しているのか私はまだ結論づけることはできないのでございますが、一応問題として指摘だけさせていただきます。あわせて、今度は手数料のことですが、登記嘱託、申請の手数料並びに登記事項証明書それから閉鎖登記事項等の交付手数料は政令で定めるとされておるわけでございます。

そこで、当事者に現行の戸籍制度における負担よりも大きな負担をかけるべきでないという私からそう言っているんですが、一体、具体的に本件の証明書等についてはどのくらいの金額を手数料として想定されておるのか。特に、登記事項証明書は、不動産登記、商業登記では現在一通千円とされておりますが、成年後見登記の登記事項証明書は、取引ごとに求められて何通も必要となることと考えられるが、一通千円では相当な負担になる場合も想定されるわけでございます。

特に、私はこれは前も何回も言ったことがあるのでございますが、いわゆる登記制度はコンピュータになる、コンピュータは独立採算制である、したがって、いわゆる手数料の引き上げは独立採算の観点から見てもやむを得ないんだ、こういうようなのが法務省の答弁でございます。それはちょっとおかしいんじゃないかということ、私は、私はしつこく言うておったわけでございます。

と申し上げますのは、御存じのとおり、私は、登記関係は自治体における戸籍と同じでいいんじゃないか。人の戸籍についてはいわゆる戸籍、物の戸籍についてはいわゆる不動産登記。そして、今度は、これにかわるべきものとして、保護対象の皆様方を戸籍からこちらの方に移したわけでありまして、でありますから、戸籍にすれば

戸籍の方がはるかに安いのでございますが、今度は登記の方に移るといふことになりましたがこれが二倍になり三倍になるといふことになりましたと、かえって結果的に、登記に移したために手数料が多くなるということになりますと、果たしてその目的が達せられるかどうかという点から考えますと、私はどうもこの点の手数料の問題は非常に問題があるのじゃないかろうか。

したがって、私は、前から言っておるとおり、まず登記に関する手数料はいわゆる戸籍並みにするのが原則だと思ひます。官庁によってこうや違って来たのでは、私はいかぬと思ひているわけでございます。それから、今度は戸籍から登記に移ったわけでございますから、そのことのために値上げになるというふうな事になったらこれまたいかぬことでございます。

この点を法務当局は手数料の観点からどう考えておられるのかきちんと答弁をしていただきまして、これは余り金額が大きくなるようではないかと思ひますので、私は、ぜひとも戸籍並みの手数料にしていただかなければならぬ、こう思っておりますが、この点どういうふうにお考えでございますか。

○細川政府委員 手数料の額は、法文にもございますが、登記に要する実費、登記事項証明書の交付に要する実費等を勘案して政令で定めることになっております。これは、法律案が成立した後に、財政当局とも協議して具体的な金額を定めるということになるわけでございます。

したがって、今確定的な額をこういう公式な場で申し上げられることにはならないわけですが、御指摘はごもっともでございますので、その御指摘を体しましてできるだけ利用しやすい額にするように努力したいと思っております。

○坂上委員 これはひとつ法務省、手数料を決めるときは国会の方にも御相談をしていただきたい、こう私は思っているわけでございます。これは日常において大変大きな問題があるものでございますから、政令で決まった、省令で決まった

なんて言われますと、もうどうしようもならぬ、こういう状況でございますから、決める前にひとつぜひとも国会の方にお話ぐらひはしていただきたいな、こう思っておりますが、いかがですか。

○細川政府委員 政令は内閣の責任で定めるものでございますが、あらかじめこういうことになりそうだとお知れさせることは当然可能でございます。

○坂上委員 私たちは、十分関係者の意見も取り入れるようにひとつ強く要求をしておきたいと思っております。

官房長 突然、御苦勞さんでございます。私はまた、官房長ですからいつもいられるんだとばかり思つて、今回はだれとだれと法務省出てくだされいということを言わなかった。きのう夜決まったものでございまして、打ち合わせも何もできないという状況でございます。見たらおられませんで、ぜひこれはお聞きをしなければならぬなと思つておられるわけでございます。これは大臣にもお聞きをいたしますが、ちょっと、さっきの有権解釈の問題を棚に置きまして、基本的な問題として聞きたいと思つておられるわけでありませう。

私も結構、法務委員会も十数年、その間ブランクもありますが、させてもらったわけでありませう。私が仕えたのは稲葉代議士でございます。大変誠実かつ円満な尊敬される大先輩でございました。その先生からいろいろ御指導を受けておりました。この百何十国会においては法務省はこれとこれとこの法案を提出したいと思ひますと、こういうような話があらかじめちゃんとおつたように聞いております。そして、それはちょっと多過ぎるんじゃないか、この会期を考へてみると、百五十日のうち何日ぐらい延長になったといふたしまして、少し法案の数としては多過ぎるんじゃないか、しかも、この法案は重い法案なんだから、相当慎重審議しなければならぬといううなことで、では、そういううな御意見も賜りまして、その処理をどうするかといううなこともお考へになつてずつと提出をされてきたよう

気が私しております。

私は、理事になつたり、あるいはことしの一月から委員会に戻らせていただきまして野党の筆頭ということにさせていだいておられるわけでございます。するしないはそれは法務省の勝手でございますが、一応、大体こういう法案をこの国会に提出したいといううな話があったのになかつたのか私はちょっと忘れましたが、とにかく、今回の通常国会においては相当重い法案がびつしりと出されているというのが実情でございます。

○但木政府委員 それでは、法案を国会に提出した順序に従ひまして申し上げたいと思ひます。

一番古くなつておりますのが組織的な犯罪対策三法でございます。これは平成十年の三月十三日に提出をしております。これにつきましては、御案内のとおり、現在、参議院の法務委員会審議中でございます。これが三本でございます。

それから、民事訴訟法の一部を改正する法律案、この提出年月日は平成十年の四月十日でございます。これにつきましては、現在、衆議院法務委員会に付託という状態にあります。

それから、未成立法案ですと、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案、これが本年の三月二日提出でございます。それから、ただいま御審議をいただいております成年後見関連四法でございます。それから、商法等の一部を改正する法律案は本年の三月十日に提出になっております。それから、少年法の一部を改正する法律案、これも三月十日に提出されております。それから、参議院の審議を終えて現在衆議院に回つております法律といたしまして、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案と外国人登録法の一部を改正する法律案がございます。

以上が内閣提出の法案でございます。

○坂上委員 さてそこで、会期延長になってはいますけれども、会期延長になっておつて、今お話のありました法案が、いずれも言葉で言えば重い法案とでも申しましようか重要法案とでも申しましようか、場合によっては対決法案にもなるような法案もあるわけでございます。これを一つ一つ審議するというのは、大変慎重にしなければならぬ問題でもあると思つておられるわけでございます。

これだけ重い法案を、御存じのとおり、三月二日に電子登記。それから、今問題になりつつあるんですが、三月十日に商法の持ち株関係。それから少年法、これも激しい議論を呼んでおるところ、これも三月十日。外資法、これも三月十日、これもまた意見のあるところ。入管、これも三月十日。それから、今審議中の民法改正、三月十五日。それから、これに関連する整備法案、三月十五日。それから後見登記に関するもの、三月十五日。こういうことになっておまして、これを一つ一つとつてみても、実質、法務委員会は週二回一つ一つことになるのでございますが、一カ月一つ一つ慎重に審議しても、やはりそれほど問題の多い法案だらうと私は思つておられるわけでございます。

したがひまして、今上がった法案を見ますと、いわゆる時限立法的なものが上がつて、ただ、御存じのとおり、いわゆる盗聴法は強行採決という不幸な事態によつて参議院に送られてい、こういううな状況でございます。あと法案が一本も通らないといううなことなんですね。

私は、この点につきまして官房長にもお話を申し上げました。いわゆる盗聴法関連法案、盗聴法については我が党は、私としては賛成はできない。しかし、ほかのものについては何かこれは歯どめができるんじゃないか、修正ができるんじゃないか。修正ができればこちらの方は賛成をしてもいいんでございますがといううなお

話もしたのでございますが、なかなかそういうチャンスがありませんでした。そして、これを無理にしますとほかの法案も全部死んじやうおそれがあるんじゃないか、実は私は、こう二度にわたって官房長にもお話をしたこともあるわけでございます。

今、実はきょう、余り言っちゃいけない状態らしいんですが、やはり参議院の審議とにらめて見ますと、どうもこの百四十五通常国会では、八月十三日まで、一体こういうような法案、しかも衆法もあるわけでありまして、そういうようなものを上げることは可能かどうかということになりますと、私は本当に真剣にこの法案は、直すべきは直して、通すべきは通さなければいかぬと思つてはいるわけですよ。だめならだめで廃案にしたい、こう思つておるわけでございますが、これだけの重い法案をばさつと出されて、今言つた盗聴法を除いても、これだけの法案を審議するのは、私は、やはり精いっぱいなんじゃないかろうか。

ましてや衆法も出ておるわけでございます。どうも法務省の法案の提出の仕方というのは、何か、何でもいから出せば法案が成立するような考え方にあるんじゃないか。そんなようなことを思つて、うちの日野委員が今別の角度から御質問をしたわけでございます。私は、また別の角度から、こういう法案の提出の仕方、なぜこういうふうなことになるんだらうかというふうにも思つておるわけでありまして。

端的に申しますと、来週の六日、これは、衆議院が法案審査をやるか参議院で法案審査をやるかというところで真つ向からぶつかつておるわけでありまして。私は、六日の朝まで本場に精力的に、お互いに譲り合つて、大臣の奪い合いを、どちらに譲らうかというのを一元的に決めないで、場合によつてはいろいろの案によつて、折衷案が出るんじゃないかとも思つておるわけでございます。きょうは昼もやらせてもらいますし、あるいは月曜日もやらせてもらつて、できるだけこれは円満な解決を図りたいと思つておるわけ

でございます。

ただ問題は、法務省がこういうふうな重い法案をばさつと出されて、果たしてこの国会で、成立を期待されて出しているとは思つてございまして、これは衆議院、参議院の国会の問題でございますから我々は発言を遠慮したい、こうおっしゃいますが、本場に、提出の仕方についていさしや考慮してしるべきなんじゃないかろうかと私は思つておるわけでありまして。

官房長はもう一年前から御就任でございます。大臣は三月からでございますので、三月のこの法案の提出が先なのか後なのかわかりませんが、どちらかというところ、大臣とされましては直接的なかわりはないんだらうとは思つてございまして、やはり事務方としては、官房長からきちつとした対応をいただかなければならないと私は思つておるわけでありまして。

でありますから、まず法務省として、法務委員会に提出されるところの法案についての御認識は一体どんなふうな今お考えになつておるのか、きちつと御答弁いただかなければいかぬと思つておるわけでありまして。

○但木政府委員 確かに委員御指摘のとおり、この百四十五回国会につきましては、継続案件を含めまして、非常に重要な法案が多数かかつておるわけでありまして。

これは根本的には、我が国が大変革期を迎へて、基本法を所管しております法務省の法律で対応せざるを得ないという時代の変わり目にございまして、それが原因の大きな面だらうというふうにも思つておるわけでありまして。昨年の通常国会あたりから、法務省の提出法案、非常に数が多く、また非常に重い内容になつてきておるわけでありまして。また次の通常国会で、法案の提出件数が、あるいはその重量が減るかと思つておるわけでありまして。

法務省の所管している法案の提出というものは、やはり来年もまた多いだらうと思つておるわけでありまして。いづれの法案につきましても、その緊急性あるいは国民生活全体に対する影響という点から、早く提出をして、国会において慎重な、また速やかな御審議をいただいて成立を図りたいというような法案ばかりでございます。

○坂上委員 やはり今までの法案の審議の能力といたしまして、時間というものもあるわけでございます。そしてまた、その法案の重みというのがあるわけでありまして。これを皆さんに審査をして国民の前に法律の施行をしたら、国民はとんだ迷惑を受けるわけでございます。

でありますから、もう法律なんというのはない方がいわけでございます。しかし、今のこの複雑な社会においては、規律を保つためにも、また、弱い人たちを保護するためにも、法律の必要というものは十分わかつておるつもりでございます。したが、ただ忙しくなつた、いっぱい法案が必要になつたからといって、むやみやたらに出されては、今度は皆さんの審議になるおそれが私はあると思つておるわけでありまして。

だものでございますから、確かに、去年からことしについて、異常なぐらいの重要法案の提出であつて、私は、果たして一体どれだけの審議が間に合うんだらうかということに非常に恐れをなしておつたわけでありまして。

だから、私は二回にわたりまして官房長に、盗聴法関連のがつぶれるだけでなくして、ほかの法案もつぶれますよ、そうした場合、法案には甲乙はつけがたいですが、いづれも重要法案でございますが、しかし、事と次第によつては、これはやむを得ない、これだけ早く成立させようということはあつてしるべきだらうと私は思つておるわけでありまして。

そこで、与党さんにも提案をいたしました。盗聴法をやると同時に、あるいはほかの成立させなければならぬ法案の審議も同時に並行させたらどうでしょうか、こういう提案もいたしましたけれども、やはり党は党の立場がありますものですが、私が提案したとおりにはないかいかぬ。これもまたやむを得ないことだらうと私は思つておるわけでありまして。

しかし、結論をいたしまして、さつきも大変激しい議論になつたのでございまして、法案が渋滞をして、結局この国会で成立しなかつた、あるいは流れたりしたということになりました。これはまたいかぬことでもあるわけでございます。

したがって、幾ら我々が法案をつくつて参議院に送つても、今、参議院は、ほかの法案を審議するだけの余裕がないといひましようか、そんなやうなことになるやうな、ほかの法案が死んじやうなことになるやうな、これまたまた大変なわけでございます。さりとて、また審議の慎重さはきちつとしてもらわなければならぬわけでございます。

るわけでありまして。

しかし、結論をいたしまして、さつきも大変激しい議論になつたのでございまして、法案が渋滞をして、結局この国会で成立しなかつた、あるいは流れたりしたということになりました。これはまたいかぬことでもあるわけでございます。

したがって、幾ら我々が法案をつくつて参議院に送つても、今、参議院は、ほかの法案を審議するだけの余裕がないといひましようか、そんなやうなことになるやうな、ほかの法案が死んじやうなことになるやうな、これまたまた大変なわけでございます。さりとて、また審議の慎重さはきちつとしてもらわなければならぬわけでございます。

そういたしますと、やはり私は、法務省が盗聴法を提出するに当たりましては、もつともよく考へて、そしてその見通しを立てながら、野党の理事から聞いてみれば大体どれだけの時間要求があるんだらうかということもわかるわけでございます。それから、めちやめちやに出して、もう多数決だあるいは強行採決だということでは、私は非常にいかぬと思つておるわけでありまして。

そこで、今度、一番の本論なんです、いわゆる盗聴法でございますが、前の前の国会に提出されたものがそのまま寝ておつたわけでございます。そして、政治情勢がこの四月ごろから変わりはじめたものでありますから、突然この審議をやろうと実は言い出してきたわけでありまして。だから、法務省は、多分、今回提出された法案は、これはまあ無理していただければ大体できるんじゃないか。まさか盗聴法が審議の対象になるというやうなことは、政治情勢の変化があると思つたのか、あるいはあるいはそうだったのか、あるいは思つておるわけでありまして。

そこで、言葉といたしましては、こういう言葉になるわけでありまして。参議院の方から、衆議院が幾らつくつて送つても渋滞になるなどということになつても、これまた困るわけでございます。

だものでございますから、法務省は、率直に言つて、盗聴法関連についてはまさかこういうふうな事態になることを想像しなかつたんじゃないですか。これがほんとに割り込んだきたものだから、あとは全部押されて渋滞をしたという……（発言する者あり）いやいや、まあまあ黙っていなさいよ、人の質問中なんだから。何を言っているんですか。まあまあ、どうするの、こういうやじを。ちょっと制止しなさい、制止を。

○山本（幸）委員長代理 御静粛にお願いします。

○坂上委員 そう、よく聞いて。いいですか。

想像しないような事態が、政府にとってはいいわけ。好機が来たわけだ。だから、ばつと来られる。これがしわ寄せということになるんじゃないですか。いずれを見ても、もう三月以降は提出されてないんです。審議が始まったのは四月なんです。どうも私はそんな感じがしてないのでございまして、一体法務省は、これらの問題全体を含めまして、今後もあることでございまして、未成立の法案に対する態度と、そして今言った問題点を踏まえまして、どのように今お考えになつておられるのか。

あわせて、官房長からも、最終的には大臣の方からも、大臣の御就任は三月でありましたから直接のかかわりはないかもしれませんが、私は、やはり全体の見通しが法務省としては無理なんじゃないかな、こういう見通しが、ややむちゃと言つたら失礼かもしれませんが、むちゃな提出方法をとられたんじゃないかな、こんなふうにしておりませんが、この点どうですか。

○但木政府委員 先ほども申し上げましたとおり、法務省といたしましては、どうしてもこの大変革期にこれだけの法案を提出させていただかざるを得ない、また、できれば、慎重かつ速やかな御審議をいただいて、全部の法案を通していただければありがたいというのが基本的な立場でございます。

これを国会あるいは委員会におきましてどのように取り扱つていただけるかという点につきまして

では、私どもがあれこれ申し上げる立場にはなく、ひたすら皆様にお願ひして、その重要性をどこに見出すか、あるいは先に何を審議されるかなど等々につきましては国会にお任せするしかないわけでありまして、私どもとしては、衆参両院において速やかな、また慎重な御審議をいただいて、成立をさせていただければ本当にありがたい、これだけでございまして。

○陣内国務大臣 私、三月に就任させていただきました。時代の要革期に当たるといふことで、基本法の整備が大変重要であるといふことをそれ以来感じておるわけでございまして。

そういう中で、ひとつ、我が国の経済社会のこの状況で、法整備が非常に大事だと思ひますので、大変重たいお仕事を御願ひしているわけでございまして、衆参両院におきまして、どうか慎重審議の上、速やかに御決ひいただきますよう、心からお願い申し上げる次第でございまして。

（山本（幸）委員長代理退席、委員長着席）
○坂上委員 これ以上私は蛇足は申し上げませんが、やはり私は、提出のとき、それから予想外の事態が起きてきた、こんなようなことが、今回、どうも参議院では渋滞というふうな話になるおそれがあるんじゃないかな、こういうふうな話になるんだらうと思ひます。

しかもなお、お互いにいがみ合わなくなつて、悪口言わなくなつていいようなことを言わざるを得ないような状態。たとえ与党であろうと野党であろうと、激しく対立はしておつても、人間的には共通なものがあるわけでございまして、それほど激しい議論が、対立、論争が続くという形になつておるわけでございまして。これはおのおの立場からそういうことになるわけでございまして、結局のところ、皆さんが投げた石が、俗に言う私たちの方でお互いに大きな波紋になつて、法務委員会全体としてみれば、余り好ましくないような事態が起きかねないと思ひます。私、委員長に解任決議などというのは、まさ

に泣いて馬鹿を切る思ひでございましたよ。それはおのおの立場においてそういうことをさせているわけでございしますものだから、私は、やはり提出に当たりまして、また問題を処理するに当たつての提案者としての見識というものがあつていいんじゃないかなと思ひますから、ぜひ、これはこうだからおうだといふことはなかなか言い切れません。言い切れませんけれども、それは英知を集めた法務省の幹部諸君でございまして、私は、これからの問題としても特に要請をしていきたいと思ひて急遽来ていただいた次第でございします。

どうぞひとつ、全くながむしやらに法案を上げればいいなどという概念にならないように、本當に国民の基本的な人権をどう守るかということ、社会正義をどう実現するかということが私は法務の任務だとばかり思ひつておるわけでございします。よろしく、強く私は求めておきたいと思ひつておるわけであります。したがって、六日の日についても、法務委員会が一生懸命やろうじゃないかとお互いに今言ひ合つておるところでございまして、どうぞひとつ御理解賜りますよう、官房長、お帰りでいいですよ。ありがとございします。

さて、有権解釈の方を続けさせていただきます。最高裁の方、鑑定についてでございますが、後見、保佐についてはその開始のためには鑑定を必要とされると思はれるが、現行法においても鑑定人の確保は非常に難しい、あるいは鑑定費用が高いという批判もありまして、また、鑑定人からすれば安いというふうなことになるかも知れませんが、これに對してどういふふうに裁判所は考えておられるのか。確かに、私たちが弁護士と比べてみると、鑑定人というのは結構高いですね。しかし、鑑定人の先生からすれば安過ぎるぐらいにも思ひつておるわけでございしますが、こういう点について裁判所はどうお考えになつておられるのか。

私は、その一例として、国において簡易迅速に、それから安価に鑑定を行う鑑定センターというふうなものをつくるような考えでもないのございまいしょうか。その辺、どう見たらいいか。このまま、ただ鑑定人を選任する、鑑定人の報酬は幾ら幾ら、そして裁判所から関係者に予納を命ぜられる、これはなかなか容易じゃありません。この辺、裁判所はどうお考えでございしますか。

○安倍最高裁判所長官代理者 御説明申し上げます。鑑定につきましては、鑑定人の確保が難しいとか、あるいは鑑定費用が高い、こういう御指摘があることは承知していただいております。今回、成年後見制度に対する法的ニーズが高まると予想されることに加えて、さらに利用しやすい制度を目指すという今回の法改正の趣旨を踏まえまして、私どももいたしまして、鑑定事務のあり方について検討していく必要があるかと考えている次第でございします。

この観点からは、まず第一には、この分野に関係する医師、あるいは諸機関、諸団体に十分な御理解と協力をいただきたいと考えておるところでございしますけれども、家庭裁判所といたしまして、適正迅速に鑑定が行われるようにするため、まず鑑定書を簡にして要を得たものにする、こういう運用面での工夫も必要であるかと考えておるところでございまして、現在、このような観点から、豊富な経験、実績を持つてゐる医師等にも意見を伺ひながら、円滑に鑑定が行われるための方策について検討を進めておる段階にございします。

以上でございます。

○坂上委員 ぜひ現場の問題点も十分把握をいたしまして、鑑定もできるだけスムーズにいくな御努力をみんながしなければならぬと思ひつておるのございしますが、特に裁判所、あるいは法務省もかわるのでございまいしょうか。きちっとしていただきますこともお願いをしたいと思います。

私は、この問題は、根本は新制度の利用がふえ

ることが望まれるわけでありませんが、しかしまた、そうなりますと、成年後見人や成年後見監督人等、任意後見人、任意後見監督人などが多数必要になると思うわけでございます。これから、成年後見人等の確保、養成は、国が挙げて取り組む必要がある問題ではなからうかとも思っておりますが、そういうような用意があるのでございましょうか。欧米では、後見は最終的には国の責任であるという考え方がありとされているわけでありまして、適切な後見人を選任することのできない人のためには国家が最後の後見人になる制度が私は必要なんじゃないか、こう思っておりますが、この点、法務省はどんな考えでございましょうか。

○細川政府委員 まず、後見人、後見監督人等の確保、養成についてでございますが、現在、先日の参考人質問でもお話がございましたように、第二東京弁護士会や大阪弁護士会、あるいは東京都、大阪府、神奈川県等の社会福祉協議会等において、任意代理の委任契約を活用した財産管理サービスが行われているところでございます。また、司法書士や社会福祉士の団体におきましても、こういった後見人、後見監督人の供給源としての法人の設立の準備を行っているという聞いております。

こういったことに加えまして、各種団体、機関における候補者の研修、名簿の作成、推薦、相談等の体制の充実が図られますように、私どももいたしまして関係機関と十分協議を持ちながらさまざまな努力をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

それからもう一つの問題で、国が後見人になることは適当かどうかということでございますが、成年後見人は、判断能力が不十分な本人にかわって財産を管理したり、身上監護して本人の保護を図るわけですが、他方、これは本人の行為能力の制限という面もございまして、したがって、私人の生活の要求に行政機関が深く介入することに

なりますので、この辺はもう少し運用状況を見ながら、今後慎重に検討していく必要があるのではないかと、今後にふうに考えております。

○坂上委員 さて、その次でございますが、自己決定権の尊重ということについてお聞きをしたいのであります。

成年後見制度の改正案においては、高齢者、障害者の自己決定の尊重という理念が貫徹されなければならぬと思っております。新制度が真に意義のあるものとして定着するかどうかの生命線でもあると思うのであります。そこで、本人の自己決定の尊重という理念を担保するために、新制度ではどのような法律上の手当てがなされているのでございましょうか。

○細川政府委員 まず、任意後見制度という制度を新たに提案しているわけでございますが、これは、御本人がみずからの意思で自分の任意後見人を選ぶということになっております。そして、その契約は、基本的には法定の後見制度に優先するというのが原則でございますので、そこでまず自己決定が非常に尊重されるということになっていくわけでございます。

それから、法定後見制度におきましても、自己決定の尊重の理念に従いまして、まず、補助の制度におきましては、御本人の申し立て、または御本人の同意が開始の審判の要件でもございまして、代理権や同意権、取り消し権の付与の審判の要件でもございまして、それから、保佐につきましても、保佐人に代理権を付与する審判をするには本人の同意が必要だということになっております。

それから、成年後見人等の選任に当たっては、法律の明文に規定しまして、まず、選任については本人の意思を考慮するべきものとされておりますし、成年後見人等は事務の遂行をするに当たっては本人の意思を尊重しなければならないという明文の規定を置いているわけでございます。

さらに、後見におきましても、日用品の購入等につきましても、取り消し権等の対象から除外い

たしまして、御本人がみずから決定できるようにいたしているわけでございます。ほかにまだございしますが、大変長くなりますので以上にとどめさせていただきます。

○坂上委員 その次に、後見人の権利濫用の場合についてお聞きをしておきます。

現行制度においても問題とされているところでありますが、後見人等の権利濫用による不祥事がまた一面心配される場所でもあるわけでありまして、これを防止するための方策として後見人等の監督制度の充実が重要な課題だと思われまが、この点について、今回の改正案はどのような対策が講じられているのでございましょうか。

○細川政府委員 現在の民法では、監督人を置くのは後見だけでございまして、ただいま御提案を申し上げております改正案におきましては、保佐、それから新設の補助についても監督人を置くことができるようになっております。

それから、現行法では、監督人の選任は必ず申し立てが必要でございますが、今回の改正案では、家庭裁判所が職権で後見監督人等を選任することができるといたしております。それから、複数または法人の成年後見監督人等の選任も可能であるというふうにしております。

こういったことで、監督体制の充実が図られているというふうにご考えております。

○坂上委員 それから、前回もちょっと質問をしたのだし、あるいはまたほかの関係の先生方からも御質問があったようでございますから、利益相反関係については今質問はいたさないということにいたします。

そこで、今度は任意後見契約についてでございますが、契約によって自分の老後を決めておくということができる任意後見制度は、広く国民に利用され普及しなければ、せっかくつくった制度の意味が廃れると思うのでございまして、この点について、弁護士会や福祉団体との関係は、法務省はどのように立法者としてお考えになっておるのでございましょうか。

○細川政府委員 この任意後見制度は、そもそも日弁連や大多数の福祉団体から強い御要望があったという制度をつくったものでございまして、したがって、その過程でさまざまな協議をいたしましたわけでございます。

今後とも、こういった司法書士会、弁護士会や社会福祉士会というところで適切な運用ができますように、私どもも随時意見を交換し、協力してまいりたいと思っております。

○坂上委員 福祉団体というのは相当数あると思うのでございしますが、ぜひひとつ、これまた差別があったりすることのないように、そしてまたできるだけ協力を密接にさせていただきたいと思っておりますのでございまして。

それから、今度、任意後見制度においては、財産管理だけでなく、本人の身上上の保護が後見人の重要な責務だと私は思っております。そこで、任意後見法第六条に定める後見人の身上配慮義務、これは特約によっても減免することは許されないものかと思っております。私は、これはこれは強行法規なのかな、こう思っておりますが、これはどう解釈したらいいでしょうか。

○細川政府委員 これは、任意後見契約法において特に定められた責務でございます。受任者の善良な管理者としての義務に加えて定められたものですから、これは当事者の特約でも軽減することはできないというふうにご考えております。

○坂上委員 大変結構でございます。

これは前の質問とあるいはダブルになるかもしれませんが、新しい成年後見制度の実施に当たって、高齢者、障害者にとって利用しやすい制度の運用がなされる新制度の趣旨、内容を福祉関係者、司法関係者に十分周知徹底するとともに、各種の相談体制を整備することが重要だと思っておりますのでございまして。さつき連絡はきちっとするわけでございますが、具体的な方策を、一、二述べていただくとありがたいと思っておりますが、いかが

でしょうか。

○細川政府委員 新しい制度でございますから、政府広報でこれを取り上げてもらいたいと思うのは当然でございますが、そのほかに、私どもとしては、専門家以外の方にもわかりやすいパンフレット等の説明資料、ポスター等を作成しまして、全国の家裁裁判所、都道府県、市区町村、福祉事務所、社会福祉協議会、社会福祉士会、その他の福祉関係団体、それから弁護士会、司法書士会、公証役場、法務局等に配布して、これを国民の皆さん方にさらに配布していただきたいと思っておりますし、制度の内容に関する解説書等も出版し、あるいは関係団体等に対する説明会を開催して説明して、制度の周知広報を図ってまいりたいと思っております。

○坂上委員 例の、さっき問題が出ましたところの詐術の問題でございます。

民法第二十條におきましては、無能力者が法律行為をするに当たりまして能力者たることを信じさせるために詐術を用いた場合は、その行為を取り消すことができないとされております。

今回の民法第二十條の改正では、無能力者という言葉は制限能力者と修正するのみで同条文を存置することとされております。そこで、民法第二十條が適用されるケースの大部分は未成年者と浪費者であり、今回の制度改正では、浪費者を要保護制度の対象外としております。さらに、取り消しの範囲は保佐人等の同意が留保された場合に限りておるわけであります。

そういたしますと、現実に民法第二十條が適用されるケースというのは非常に少なくなるんじゃないだろうか、このようなことから、民法第二十條は成年の要保護者には適用しないとする考え方があってもしかるべきと考えますが、検討の段階でどのような議論がなされたのか、そのいきさつもお聞きをしたい、こう思っております。

○細川政府委員 御指摘の民法第二十條は、この成年後見制度による本人の保護と取引の安全の調和を図るために、これはやはり必要であるという

のが法制審議会等の議論の大勢でございます。特にこれは削除するとかそういう御意見はなかった、かえってこれがあるために調和が図れるのだという御意見だったと思っております。

○坂上委員 前の質問とダブリになるかもしれませんが、任意後見契約における任意後見人と取引する相手方は、どのような方法で任意後見人の代理権の有無、代理権の範囲等を確認すればいいのでございましょうか。任意後見契約の解除等において代理権が消滅していることを知らずに取引をしたために相手方が損害を受けるというおそれはあるんじゃないだろうかと思っておりますが、この点、どう認識をしておりますか。

○細川政府委員 まず、代理人である任意後見人と取引する相手方は、任意後見人または本人に対して代理権を証明する登記事項証明書の提出を求めて代理権の範囲を確認することができまゝです。それから、二番目の御質問の、代理権が消滅した場合ですが、この法律第十一条では、取引の安全の観点から、任意後見人の代理権の消滅は、その登記をしなければ善意の第三者に対抗することはできないものと規定しております。したがって、消滅の登記を申請しないままにされておりました、それを信用した第三者はこれによって取り消されることはないということになりますので、このような制度で取引の安全が図られるというふうに考えております。

○坂上委員 後見登記制度ですが、この間私が質問した中で、後見登記法第二条で指定する登記所は東京法務局の一方所を考慮しておられるようでございます。将来はその事件数等を考慮して指定登記所をふやすという可能性もあると言われたように覚えております。

そこで、複数の登記所が指定された場合、後見登記法では登記管轄に関する規定がないのであります。このような法律で、実務上あるいは利用上混乱を生ずる可能性はないのでございましょうか。例えば、債権譲渡に関する特例法においても

登記管轄の規定がないのと同じように、そもそも管轄の概念はないものと理解したらいいのか、これはどういふふうに解釈したらいいのでしょうか。

○細川政府委員 これは、管轄の概念がないとお考えいただければいいと思っております。

なぜかと申しますと、これはコンピューターで処理しますので、登記簿等はたった一つしかない、コンピューターで管理されている登記ファイルが一方所にありまして、それをオンラインでアクセスするという形になります。したがって、登記所がふえても管轄という問題は生じないということでございます。

○坂上委員 それから、任意後見契約の関係でございますが、任意後見契約に関する法律第十条では、家裁が本人の利益のために特に必要としたときは後見開始の審判を行えることになっておりますが、これはどのような場合を想定しているのございましょうか。また、同条第三項では、後見開始の審判を受けたときには任意後見契約が終了するところありますが、自己決定尊重の観点から任意後見を優先すべきでないかと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○細川政府委員 先ほど御説明申し上げましたとおり、基本的には任意後見が優先するという考え方で立案されておりますが、まず、十條の、本人の利益のために特に必要なきとはという趣旨は、任意後見人に授与した代理権の範囲が狭過ぎる本人の保護を図れない、あるいは、後から本人の間違った行為を取り消すことが必要だ、そういう同意・取り消し権を与える保護が必要だという場合には任意後見契約では賄えません。そういう必要が生じた場合には、先ほど申しましたように、法定後見ができるということになっておるわけでございまして。

それから、任意後見契約がされている場合に、例えば後見の審判がなされるということは、従来の任意後見契約では不十分である、本人の保護のためには足りないという場合になされるわけですから、そういう場合には、任意後見契約を残存し

ておきますとかえって重複、抵触が生じますので、後見なら後見に一本化する、こういう趣旨でございます。

○坂上委員 それから、今度は補助人の同意権付与の対象行為の範囲についてでございます。民法十六條第一項、補助人の同意権付与の対象行為は、保佐人の同意権付与行為を準用することになっております。同意を得ることを要する行為は第十二条第一項に定める行為の一部に限るとされております。

個別の状況に応じて柔軟に対応するためにも、特に限定する必要はないのではないかと思います。この点はいかがなものでございましょうか。

○細川政府委員 この点も立案の過程で相当議論された問題でございますが、理由を申し上げますと、今度の改正案では、判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助という制度を設けまして、必要な保護の内容、範囲を定めております。

こういった全体の枠組みのもとで、補助における同意権の範囲が、補助より障害の重い保佐における同意権の範囲を超えるということになりますと、制度の均衡がとれない。より障害が重い場合には、補助ではなくて保佐を使っていたら、そういう意味で御指摘のような条文になっているわけでございます。

○坂上委員 時間が参りましたようですから終わらせていただきますが、私は、久々に二時間法案の質問をさせていただきました、よく勉強させていただきました。繰り返しになりますけれども、やはり法案成立に当たって質問できないというのはなかなか寂しいものでございます。

特に、私はこの法案については、いち早く法案の成立を強く強く期待しておるものなのでございまして、幸いにいたしました。きょう夕方には、この法務委員会に法案が成立する御協力をいただくことになっておるわけでございまして、もちろん法務省の方といたしまして、これに對しましては一日も早い成立を期待をされているんだろうと思っております。

したが、いまして、参議院のことを言うことは余計なことになります。私は、一日も早く法務委員会、本会議でこれが可決成立して、参議院の方でもまた成立することも期待をいたしたい、こう思っておるわけであります。

そこで、最後に法務大臣、この民法改正、いわゆる成年後見法関係、それから手話による公正証書遺言等、本当に百年來の民法改正問題で大変重要なものに私は関与させていただいたわけであらう、非常に意義深いものだと思はれて思っておるわけでございます。私は、これは一にかかりまして運用いかんにかかわると思うのでございまして、国民が喜ばれる法案にしたい、きたい、こう思っておりますけれども、そういう点についての大臣の最後の御決意を賜りまして質問を終わりたい、こう思います。

○陣内内務大臣 御審議いただいております、本当に感謝申し上げます。

この新しい成年後見制度が成立した場合には、これが真に利用しやすい制度として運用されるように、法務省といたしましても、一般の利用者にとつてもわかりやすいパンフレットその他説明資料等を作成いたしまして、全国の関係機関、団体等に配布するなど、制度の周知や広報に努めていく所存でございます。ありがとうございます。

○坂上委員 どうもありがとうございます。

○杉浦委員長 次に、連増拓也君。

○連増委員 自由党の連増拓也でございます。最初に、司法制度改革審議会について質問させていただきます。

司法制度改革審議会の委員が衆議院で承認されました。国会、法務委員会でも審議をいたしまして、国会として形をつくり、あとはいよいよ総理のもとで、政府の方で審議をしていくということなわけですが、今後の取り進め方、また政府としての決意を伺いたいと思っております。

○房村政府委員 司法制度改革審議会の委員十三名につきまして両議院の御同意をいただいたことに関しまして、政府として、心から御礼を申し上げます。

御同意をいただきましたので、今後、できるだけ早く審議会の第一回会合を開催いたしまして、以後二年間にわたって、国民の見地に立つて、二十一世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにした上で、司法制度の改革と基盤の整備に関し、十二分かつ有益な審議が行われるということを期待しております。また、政府といたしまして、充実した審議がなされるよう、最大限の努力を尽くしていきたいと考えております。

○連増委員 この司法制度改革審議会の委員について、自由党は最終的には賛成をしたわけでありまして、あの中、党内でかなり議論がありまして、あのメンバーでは既存の司法の枠組みの中で、司法の中の話だけで終わってしまうのではないかと、広く司法の外の経済社会、さらには国家全体の仕組みのあり方をきちんと考え直す、国家の仕組みを正すというところからこの司法制度改革に取り組み、総理のもとでやる以上、また、きちんと法律をつくり、その過程であれだけ国会で審議した以上、そういうものでなければならぬ、そういう気持ちで進めての最終的な賛成でありますので、その意を体して今後進めていただきたいと思っております。

さて、民法一部改正法案等に関して質問をいたします。

私も二回目の質問でございます。前回の質問の際は、既存の制度の問題点を中心に質問をいたしましたので、きょうは、日程としては採決も予定されております。新しく導入される制度、改正されて新しくなる点についての最終チェックという観点から質問をさせていただきます。思います。

まず、前回は取り上げませんでした公正証書遺言等の作成への手話通訳の導入に関してであります。

これは参考人質疑も行われまして、参考人として、実際そういう手話通訳を介してお話をされる方、私もそういう手話通訳を介してのやりとりというものを本格的にやったのは初めてでございます。したけれども、手話通訳というものの有効性、また、それが持つ、コミュニケーションの形として、非常に感情豊かで、人間の持つ新しい可能性を引き出すような、そういう非常にすぐれたものだということを感銘いたしました。

そういう手話通訳を公正証書遺言等の作成に導入することは極めて至当と思うわけであります。が、一つ確認したいんです。

これは手話に限らず外国語のケースでもそうですが、通訳を介した場合に、もともとメッセージを発したい人の頭の中に自分の言葉としてあったものが、最終的に同じ言葉で再現されるのかどうか、違った言葉として再現される可能性があるのではないかと、手話通訳についてまだ私も詳しく知らない点、特に気になっておるというところがあるのかもしれないとも思っております。

この点、手話通訳についてまだ私も詳しく知らない点、特に気になっておるというところがあるのかもしれないとも思っております。

も、法案では、閲覧あるいは読み聞かせで最後確認するというところで、できれば必ず閲覧するようにした方が、本人の頭の中にある言葉がそのままきちんと再現されているかを確認しやすいと思うのですけれども、その点について伺いたいと思っております。

○細川政府委員 御指摘のとおり、公証人は、作成した遺言書の内容を「読み聞かせ、又は閲覧させる」ということになっておるわけでございまして、これは、目の不自由な方もおられますから、必ず閲覧が要件といたしますとまた問題が生じますので「又は」ということになっておるわけですが、通常の場合は、見ていただいた上で、さらに読み聞かせしているというのが実情でございます。御指摘のような方法が適当であらうというふうに考えております。

○連増委員 次に、船舶遭難者遺言の場合であります。

法案では、証人二人以上立ち会ひのもとで、手話通訳、通訳人を介してそういう遺言が認められるということでありまして、この場合は緊急事態でありますから、なかなか人を集めるのが難しい。そういう場合、通訳者も証人の一人として数えることができる二人で済むということになるのですけれども、法案の趣旨としては、これは証人二人プラス通訳者ということなんでしょうか。

○細川政府委員 法律の条文といたしましては、御指摘のように、証人と通訳人は別であるという前提でございます。ただ、全員が手話を理解する方であれば、場合によっては、証人と通訳人が兼ねていても、今度の法律に違反していると言えないであらうというふうに考えております。

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕

○連増委員 よくわかりました。

次は、後見制度について質問をいたします。

今までの禁治産者制度と大い違いの一つとして、日用品の購入その他日常生活に関する行為については取り消し権の対象から除外するという点によって、より柔軟で弾力的な制度にするということとあります。これは、特に一般の国民の皆さんにもわかりやすくイメージするために、例えばどういう行為が「其他日常生活二関スル行為」として想定されているのか、伺います。

○細川政府委員 「日常生活二関スル行為」の意味でございます。具体的に申し上げますと、本人が生活を営む上において通常必要な行為を指すものと解されておるわけで、具体的には、職業、資産、収入、生活の状況等を考えるとは思いますが、典型的な例としては、日用品、食料品、衣料品の購入のほか、電気・ガス代、水道料の支払い、そしてそれらの経費の支払いに必要な範囲での預金の引き出しというものがこれに該当いたしますと考えております。

○連増委員 次は、保佐制度に関連して質問いたします。

今までは、禁治産者として準禁治産者という二つの枠組みがある制度だったわけでありまして、この準禁治産者の方には浪費者が入ってきて、浪費者であることを要件として準禁治産者になる。

新しい制度では、浪費者であることだけでは保佐制度の中に入っていないようになっているのでありますけれども、新しい後見、保佐、補助、そういう三段階とはまた別な角度から、従来、浪費者問題として準禁治産者の制度があったわけですが、けれども、新しい制度の中で、浪費者についてはどういった手当てがなされるようになるのでしょうか。

○細川政府委員 まず、浪費者を保佐の対象者から除外した理由でございますが、これは、精神上の障害により判断能力が不十分であるということであればそれは対象になるわけですが、精神上的の障害がない、したがって判断能力も欠けるところがない、なのに浪費をするという人を新しい成年後見制度の対象に入れますと、本人の保護のためという全体のスキーム上、扱いが非常に難しくなるということがございまして、これを削除することにしたわけでございます。外国の立法例でもそういうものがございまして。

それでは、浪費があつて、家族の人が非常に迷惑する、婚姻費用も払ってもらえないというふうな配偶者の方が心配する、あるいは子の扶養義務を履行していないというような場合どうするかというところでございまして、これらについては、それぞれ婚姻費用の分担の請求、子の監護費用あるいは扶養料の請求ということで家事審判を申し立てまして、必要がある場合には、審判前の保全処分ということで確保できる。さらには、履行勧告、履行命令等によって、家庭裁判所で適切に家族の人たちに損害が及ばないような対応をすることができるということになっておりますので、これを削除したわけでございます。

○連増委員 次は、補助制度について伺います。今回、補助制度という枠組みが導入され、かなり成年後見制度が柔軟に弾力的に使いやすくなるというところであります。高齢社会が進んでいくわけでありまして、レーガン元大統領もアルツハイマー宣言をして、いわば天下の大統領でもこうした成年後見制度が必要になってくる。天下万民に

とってこの補助制度というものは非常に身近な、関心の高いものだと思うわけでありまして。

ここで、補助人に対して代理権、同意権、取り消し権、これを当事者が特定するものというふうなされているわけでありまして、これも国民の皆さんに具体的にイメージしてもらえよう、どういった事柄についてそういう権限が与えられる、特定されるのか、伺いたいと思ひます。

○細川政府委員 改正案の十二条では、保佐の対象者が同意を要する行為が列挙されておるのですが、そういう中の一つ一つが、保佐人の場合、特定の場合に特定の事項が同意権の対象になる、あるいは代理権の対象になるというふうにお考えいただければいいと思ひまして、一番想定されますのは、やはり不動産とか重要な財産がある、その処分について判断を間違えうといけないので、同意権と取り消し権を付与する、そういうことになるだろうと思ひております。

○連増委員 この補助制度の導入によって、かなり幅広く利用しやすい制度になる。また、三段階に分けることによって、弾力的に柔軟に対応できる、そういう新しい成年後見制度。ただ、これは念のための確認なんですけれども、本来、後見あるいは保佐が適当な者が、弾力的柔軟に使えるというところで、簡単に補助の制度を利用してしまふ、そういう一種の弊害が生じるようなことはないのでしょうか。

○細川政府委員 補助の申し立てがございまして、そこで家庭裁判所が補助の要件があるかどうかを判断されるわけですが、その調査の過程で、やはりこれは補助では不十分である、あるいは保佐である、あるいは後見が必要だということになりますれば、改めて申立人に、必要な保佐、後見の申し立てをしていただきます、そこで必要な審判をするという扱いになるかと思ひます。

○連増委員 次に、法人による後見の導入についてであります。法人が後見人になることができることが法文で

明らかに規定されるわけでありまして、この法人、具体的に想定されるのはどういふものがあるのでしょうか。

○細川政府委員 現在、さまざまな団体が法人後見人になる団体の設立を考えておられます。例えば、社会福祉士会が後見センターというものを設けたい、あるいは、司法書士会が司法書士を社員としてそういう法人を設けたいというようなことを考えておられます。そういったさまざまな法律的存在あるいは福祉の専門家の団体といったものが、考えられる法人であると認識しております。

○連増委員 次に、身上監護についてであります。身上配慮義務が明文化されて規定されたわけでありまして、これは非常に関心が高く、ほかの委員からも質問が出ていますところでありまして、具体的などのような義務が想定されているのでしょうか。

○細川政府委員 これは、財産的な管理をする場合でも御本人の身上を配慮しないと適切なものにはならないわけでございます。よく言われておりますのは、老人の場合に、住居環境が変わりますといういろいろなことが進行したりするのは聞いておりますので、そういった財産管理につきましても、そういう身上を配慮しつつ行なわなければならないということでございます。

○連増委員 次は、監督人についてであります。成年後見制度を後見、保佐、補助という三段階に分け、弾力的で柔軟な対応ができるようにする一方で、監督人の制度をまたきちんと定めて、適正な運用が担保されるように法案はなっているわけでありまして。この監督人という人も、今後かなりその需要といえますか、大勢求められてくることになると思ひます。この監督人になる人たちが監督人として想定されているのでしょうか。

また、もう一つ。法人が監督人になることができるとなっているわけでありまして、これは一体どういうケース、どういう法人が想定されているのでしょうか。

○細川政府委員 まず、後見監督人になる方々ですが、前回の参考人の陳述の中で久保井参考人が言っておられましたけれども、弁護士さんとか司法書士さんとかいった法律の専門家がなることが十分予想されるわけでございます。それから、法人といましては、社会福祉協議会とか、福祉関係の公益法人、社会福祉士会とか、そういうところが後見監督人になることも考えておられますので、そういう可能性が大きいものというふうに考えております。

○連増委員 では最後に、この法改正の大きい目玉と言つてもいいと思ひますが、任意後見について伺いたいと思ひます。

これは、先ほどレーガン大統領の例も引きましたけれども、今後高齢社会が進展するに伴つて、本当にすべての国民にとって、この成年後見制度は自分の問題として考えるべき問題だということに思ひます。

そういう中で、自分の意思で、自分でいろいろ決められる間に任意後見契約をしておくということ、これは、先ほど、いろいろな手段でこの新しい制度について国民にも広く紹介、説明していくということだったので、いろいろな複雑な制度でもあります。どういふ時期にそういう契約をすることが想定されているのか、また、その中で、どういふ人を後見人にして、また、時至った場合にそれが請求し、それが監督人になるのか、そういったところの全体のイメージ、法文を見ているとかなり複雑ですので、すべての人に開かれた制度にしていきたいにも、きょう、この場で具体的なイメージがわくように説明をお願いしたいと思ひます。

○細川政府委員 これは、知的障害者、精神障害者あるいはばけ老人を抱えておられる家族の方がおられるわけですが、そういった人の意見を伺いますと、やはり将来に不安があるという段階になった時点で専門家にいろいろ相談するということになりまして、その時点で、例えば社会福祉協議会の相談に行つていろいろアドバイスされて、

では社会福祉士会やっている任意後見契約をし
よう、そういうような運びになるのではなからう
かと思っておりますが、これは将来の事柄ですか
ら、断定的なことは申せませんが、やはりさまざ
まな場面での将来に不安を持ったというとき
に実際に使われるようなことになるのではなから
うかと想像しております。

○連増委員 以上で私の質問を終わります。

○橋本委員長代理 午後一時から委員会を再開する
こととし、この際、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時十四分開議

○杉浦委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。上田勇君。

○上田(勇)委員 公明党・改革クラブの上田で
ございます。

今回審議している法案につきましては、成年後
見制度の改正もまた公正証書遺言等の方式の改正
も、長年にわたりまして関係者からの要望も出さ
れてきた重要な制度改正でございます。特に成
年後見制度のあり方につきましては、法制審にお
きまして平成七年以来議論を重ねてきたもので
ございまして、当委員会においてもしばしば話題
に上ってきた重要な議題だというふうに承知して
おります。昨年の四月には、当委員会の質疑にお
きまして、私もこの成年後見制度につきまして、
早く確立していただきたいという観点から、状況
等につきまして質問させていただいたところでご
ざいますが、本日、ようやく当委員会でも決の見
通しとなったことは大いに多とするところでござ
います。

四法案とも私も賛成の立場でございますが、
背景や内容につきまして、何点かにわたりまして
御質問をさせていただきたいというふうに考えて
おります。

まず初めに、現行の禁治産、準禁治産の制度に

ついて伺いをいたします。

それらの申し立て件数が近年相当な割合での増
加傾向にはありますが、それでも、いただきますし
たいいろいろな資料を見ても、禁治産、準
禁治産の新受件数というのは年間二千ないし三千
件程度にとどまっているわけでありまして。これは
諸外国におきまして同様の制度と比較をいたしまし
てもかなり少ないというふうにも言われておりま
す。そこで、初めに、欧米諸国など諸外国の実情
がどのようになっているのか、まず法務省の方か
ら御説明をいただければと思います。

○細川政府委員 外国の実情でございますが、ま
ず今回の改正案と同様に、一九六八年に禁治産、
準禁治産の制度を後見、保佐、裁判所の保護の三
類型の制度に改めましたフランスでございますが
が、フランスにおきましては、旧法下では、禁治
産、準禁治産の宣告の合計で年間四百件から六百
件前後でありましたが、改正後の新しい法律の施
行後、七年後では一万五千件、それから十年後で
は二万件を超える増加を示しているというふう
に承知しております。

また、今回の任意後見制度と同様の継続的代理
権制度を導入したイギリスでございますが、一九
八五年に新法が施行されました。施行後七、八年
後の統計では約三千三百件の登録があった、その
後毎年増加しまして、一九九七年の統計では七千
七百余件の登録がなされたということになっており
ます。

以上でございます。

○上田(勇)委員 今の御報告をしてみますと、日
本の制度の利用の状況というのが、欧米諸国の同
様の制度に比べてかなり少ないというふうにな
っているわけでございますけれども、その理由
はどの辺のところにあるとお考えか、その辺をお
聞かせいただければと思います。

○細川政府委員 これについてはさまざまな理由
が指摘されておりますが、やはり一番大きいのは、
制度が硬直的でございまして、軽度の障害の
ある人に対応できるものがなかったということ、

それからさまざまなマイナスイメージが付きま
とっていった、あるいは戸籍に記載されることに
よって家族がこれを嫌うというようなこともあり
まして、こういったいろいろな要因がありまし
て、禁治産制度の利用を妨げられていたと思われ
ます。

また、判断能力が不十分な方々の面倒は家族が
見るものであるという、家族意識が影響している
というふうにも指摘される方もあるというふうに承
知しております。

○上田(勇)委員 今の御説明を伺いまして、そう
いう意味では、今回の法改正におきましては、軽
度の方々の制度として新たに補助の類型が追加さ
れた、また、戸籍記載につきましても登記で対応
するというような改正が行われたということでご
ざいますので、その辺は相当改善されたというふ
うに思います。

それで、そうしたことも踏まえまして、さらに
近年、人口の構成がやはりかなり高齢化が進んで
いる、また、家族や地域のあり方なども変化して
いるわけでございます。必ずしも家族だけが面
倒を見ていくというような意識はなくなってきた
というわけでございます。とりわけ来年の介護保
険などというのは、まさしくそういうような意識
の上で立った制度ではないかというふうに思いま
すので、今回そういう制度的な点が改まったこ
と、また、そういうような人口構成や家族や地域
のあり方の変化などを考えますと、これからそう
した申し立て件数というのは相当程度ふえてくる
のではないかとこのように思われます。そうした
ことについての見通しというんですか、お考
えがあれば伺いたいと思います。

○細川政府委員 冒頭に御指摘がありましたよう
に、現在の禁治産、準禁治産の制度については、
人口に比べて利用されていない、あるいは高齢者
の数に比べては利用されていないというところはど
なたも指摘されるところでございます。今回さま
ざまな改善をいたした改正でございますので、相
当程度利用が増加するのではなからうかと思つて

おります。

先ほどのフランスの例を見ましても、同じよう
な改正をして相当増加しておりますので、相当程
度増加するであろうとは思いますが、具
体的にどのぐらいになるかというのは、今直ちに
具体的な数字でちょっと申し上げられないこと
で、お許しいただきたいと思います。

○上田(勇)委員 もちろん、制度発足前にどの程
度になるかというのは予測がしたいというのは
よく理解できますけれども、当然のことながら、
これは申し立てが増加していけば、それに対応す
るための家庭裁判所などの体制整備といったこと
も必要になってくるというふうに思いますので、
一つには、先ほどからいろいろ質問出ておりま
したが、制度についての周知徹底を図るとともに、
あわせて、制度発足によりまして、そうした今後
の予測などについても調査をしていただきまし
て、今度は逆に、制度は発足したけれどもそれを
支える体制が十分でないというような事態になら
ないように、ぜひ適宜そういった御努力をして
いただきたいというふうに思う次第でございます。
次に、非常に根本的な話で一つ伺いをしたい
と思うのです。

欧米諸国の事例を、法務省さんや調査室などの
方であつていただきました資料等で拝見させて
いただきますと、やはり成年後見に係る制度とい
うのは、各国それぞれの国情によりまして相当異
なつた制度になっているというのがよくわかりま
す。これは、それぞれの国の文化や価値観、家族
のあり方など多種多様であるというのを考えれ
ば当然のことなんだというふうに思いますが、そ
れの中で一つ、日本は現行では多元的の制度にな
っております。禁治産、準禁治産の二つの類型があ
る。今回の改正におきましても、後見、保佐、補
助の三類型の多元的な制度になっている。

諸外国を見ても、一つには、我が国の民
法のモデルとなつたとされているフランスにお
いてはやはり多元的な制度が使われております。
ただ一方、ドイツにおきまして世話法というん

か、あるいは英国におきます継続的代理権法、またアメリカは、州によって法律の構成が異なるようでありますが、大体一元的制度が多いというふうに承知しております。

今回の法案作成に至る過程におきましても、我が国でもドイツやイギリスのような一元的な制度にするべきだという意見も伺ったわけでありますが、そういった意見がある一方で、今回の法改正におきましてもなお多元的制度とした理由と、あわせて、一元的な制度、それと多元的な制度の特徴やそれぞれの利害得失も含めて、御見解を伺いたいと思います。

○細川政府委員 制度の設計を一元的なものにするか多元的なものにするかというのは、この問題の検討を始めた当時、非常に重要なものとして大変議論された問題でございます。

それで最終的に、後見、保佐、補助の多元の制度とし、かつ任意後見制度を取り入れる制度とした理由を申し上げますと得失もおのずからわかると思いますので、その理由をまず御説明申し上げたいと思います。

まず第一点ですが、我が国では、本人の財産をめぐる親族間の紛争を背景とする申し立てがふえているという実情にございます。そこで、重度の精神上の障害を有する方については、本人の保護の観点から、一定の範囲の代理権、取り消し権等による保護を法律で定めておくことが必要であり、そのような者について、申立人の請求に応じ、特定の法律行為のみについて代理権を付与するという点では、本人の保護としては不十分ではなからうかということでございます。

第二点としては、仮にドイツのように一元的制度をとっても、家庭裁判所で実務的に運用する場合にはある程度類型化する必要が生じてくるであろう、したがって、多元的制度をとった場合と結果においてはそれほど変わらないのではなからうかということが二番目の理由でございます。

第三点目は、多元的制度のもとで幾つかの法定の類型と基準が示されている方が、利用者にとつ

ても予測可能で利用しやすく、自己決定が容易になる、また実務的にも運用しやすいということが言えるであろうということでもあります。

以上が、その理由でございます。

ただ、今度の改正案では任意後見制度も提案したりしているわけですが、これはドイツにはないわけであり、多元的制度をとりましても、任意後見制度を同時に発足させますと、任意後見はドイツの世話法のように相当広い範囲もカバーできるものですから、これは千葉大学の新井先生が言っておられましたけれども、やはりこれで相当程度一元的制度の利点も取り入れているという評価ができるのではないかとこのように考えております。

○上田(義)委員 次に、成年後見制度の法案につきまして、前回本委員会での質疑が行われましたし、またその後、参考人の方々からいろいろな意見を聴取いたしました。それを通じて私なりに考えますと、今回の成年後見制度に関しまして課題が二つ浮き彫りになってきたのではないかとこのように考えております。

先ほどの質問でも触れられていることではございますが、一つには、資産のない、資力のない方々の成年後見が極めて難しい、そういう金銭的な問題。もう一つが、家族以外の成年後見人の受け皿というんでしょうか、その対象となるような方々が必ずしも十分ではないという点がこれまでの審議の中で指摘されてきたのではないかと思います。そこで、ちょっとそれぞれ別にお伺いをしたいと思います。

最初に、先ほどの質問では、家族の後見人にもそれ相応の報酬が必要というように御見解もございましたけれども、少なくとも家族以外の後見人の場合には、当然後見人等の報酬が必要となってくるわけでございますし、また後見の事務にかかわるさまざまな費用もかかってまいります。これらはすべて現行制度のもとでは被後見人等の負担となるわけでございます。そうなりますと、資産、資力のない被後見人というのはどうもこの制

度はなかなか利用しにくいのではないかとこのようにも考えられます。

例えば、そうした点につきましては、弁護士会であるとかあるいはさまざまな団体などからも、国の責任として、国などによる公的な負担や助成が必要ではないかというふうなお話もございまして、私も、まずそれにつきましてもお考えを伺いたいと思います。

○細川政府委員 私人間の権利義務の関係を定めます民法におきましては、成年後見人の報酬というものは、本人の保護のために行うものですから、その本人が支払うということにならざるを得ないわけでございます。

そこで、その先に、さらに低所得者でもこの制度を利用するためにはどうしたらいいかという問題は、これは社会保障の問題になってくるわけでございます。そこで、この点につきましては、従

来厚生省とも十分協議してまいりましたが、現在厚生省で社会福祉基礎構造改革というものを検討しておりますので、この中で、判断能力の不十分な方に対する無料または低額の料金による福祉サービスの利用援助等を行う社会福祉事業の創設と、そのための全国的な体制整備を進めることとされております。この検討の中で、廉価で良質な成年後見の事務の供給体制が検討されるものと期待しているところでございます。

○上田(義)委員 次に、もう一点で、この新しい成年後見制度、せっかく新しい制度が発足をいたしまして、それをぜひ定着させていきたいというふうに考えるわけですが、これは当然のことながら、この後見人等には実態としては配偶者や家族、親族等がまず選任されるということが多く、ということになるかと思っております。それらの家族や親族以外でこの制度を担う適切な成年後見人もあわせて確保する必要があるというふうに思っております。

今回は特に、法人につきましても後見人等に選任することができるところを法文上明らかにして、法

律の専門家でございまして弁護士会や司法書士会等の取り組みも期待されるわけでございますが、やはりこれでも絶対数というのは、弁護士さんや司法書士さんだけということでは不足することでございます。特に地域的な偏在もあるので、どうしてもさらに、各種社会福祉法人であるとかその他のいわゆるNPO法人などの法人も含めた組織的な取り組みが必要になってくるのではないかとこのように思います。

ちょっと包括的な問いかけで申しわけないのですが、こうした事情の中で国や地方公共団体としてどのような対応があるのか、その辺のことについてお考えを伺いたいと思います。

○細川政府委員 成年後見制度が導入された後の御指摘の受け皿の問題につきましては、従来からある団体が法の施行に向けてさまざまな取り組みをされておられます。久保井参考人も言っておられました。司法書士会でもそういう取り組みを始めておられます。司法書士会でもそういう取り組みを始めておられます。さらには、社会福祉士会では後見センターあるいは後見監督人センターというものをつくるという構想を持っておりますし、各地の社会福祉協議会、社会福祉法人では現在でもさまざまな財産管理等のサービスをされておりますので、そういうところが受け皿にならうかと思

います。

私どももいたしましては、地方自治体とも協力をとりつつ、こういった団体が良質な後見人の供給源となりますように連携をとりながら、あるいは協議をしながら、制度が充実するように努力してまいりたいと思っております。

○上田(義)委員 次に、民法第八百四十三条第四項に、家庭裁判所が後見人を選任するに当たって考慮する事情が定められております。その規定に基づきますと、被後見人が入所している病院や施設または直接福祉サービスを提供しているような事業者は、被後見人と利害関係があるものとして、原則としては成年後見人に選任することは難

私も、高齢者や障害者の方々の権利を守るといふ上からは、こうした運用というのがむしろかなり厳格に、的確に行われることが必要ではないかというふうには思っているところであります。ただ、しかし、現実を見えますと、特に病院や施設等に入られている高齢者や障害者の方は、日常的生活支援だけではなくて、事實上財産管理まで含めてそういった施設などにゆだねているケースが多いというふうにも聞きます。

例えば、ここに弁護士会、一つは関東弁護士会連合会のアンケート調査、九六年のものでございますが、この調査によりますと、福祉関係者が担当したケースのうち、預金通帳や権利書等を施設またはその職員が保管しているといったケースが四四％だそうでございます。また、東北弁護士会連合会のアンケート調査、これは九七年のものでありますが、多分若干設問が違っていたのでしようが、九〇％の施設が権利書や預金証書等を預かっていることもあるというような調査が出ております。

成年後見制度が整備されて、特に使いやすくなって補助類型などが活用されていきますと、こうした法的根拠のない事実上の財産管理はそういった制度に移行していくというようなことが予想されますし、これは多分高齢者や障害者の方々の権利にとってもいいことであるというふうに思います。同時に、法的な根拠がないまま、事実上はやむを得なく施設等で管理を行っているというようなことであると思いますので、そちらの方々にとっても、過度な負担を軽減されるという意味ではいいことなんだというふうに思います。

しかし、いわゆる病院や施設等が事実上そういう財産権まで管理しているということがこれほど

そのあたりにつきまして、今回のこの法案成立、施行によりましてどのような影響が出てくるのか、その辺を何か想定されているのであればお伺いをしたいと思います。

○細川政府委員 特別養護老人ホーム等に収容されている方の財産の管理をその収容施設を運営している法人が事実上しているという場合に、成年後見人が仮に選任された場合には、その成年後見人は、本人の財産上の権利義務を一切行使するこ

とができるわけでございます。

したがって、そういう場合には、その権利書等を預けているのが適當ではないということになれば、それは後見人の判断で、後見人がその施設に対して引き渡しを要求して引き継いでもらうということになろうと思つてございます。あるいは、補助人や保佐人が選ばれた場合でも、その権限次第によってはそういうことになるわけでございます。ですから、よく本人の意思を確かめながら、適切な措置をとつてもらふということが必要であると思つております。

以上でございます。

○上田(興)委員　ちょっと今の点に關しまして、
そういった財産管理、例えば預金通帳であるとか
権利書等を施設に預けている、あるいは施設の職
員の方に預けているというのは、これは私は、入
所されている高齢者や障害者の方々が、必ずしも
それは望んでそういうことになっているのではな
いんだと思うんですね。ただし、それは身近に家
族の人がいなかったり信頼できる親族がいにと
か、あるいはそれにかわって職務をしてくれる信
頼すべき方々がないというような現状があるの

で、結局は、最も身近で世話になっているそういう施設に預けざるを得ないということがあるん

とながら利害関係がある部分があるわけですので、決してそれが望ましい関係ではないというのがよくわかるんですが、事実上はほかにやってくれる人がいないので預かってもらっている。それは、例えば日常的な生活必需品の買い物とかそういうことであればわかるんですが、それが預金通帳であるとか権利書等までそこに預けないと、実際にはほかにかわってくれる人がいないというのが実態なんじゃないかというふうに思うわけであ

ります。

そうした場合に、この法案が成立しまして成年後見制度がスタートしたとしても、では、今までそんなに身近なところに人がいなかったのがすぐに来てもらえるのかというと、なかなかそれは難しいんじゃないのかなというふうに思えます。私は、制度的には正しい方向の改正だとは思いますが、その法律の精神が事実上生かされるんであるうか。その辺の、実態的にはどのようなのかというようにについて、私はちょっと疑問があるんですけども、御見解、いかがで

しょうか。

○細川政府委員　そういつた実態が新しい法律の施行後どうなるかということについて、私たちも必ずしも確信を持ったことは申し上げられないんですが、施設だからすべてが問題があるということにはならないわけでございます。

例えば、成年後見人が選ばれた場合であっても、管理権は、要するに法律上の権限は後見人にあるんだけれども、従来の状況から見て、事実上施設にやってもらっても差し支えないということであれば、その後見人の判断で、その施設に、で

はこれだけはおたくでやってくださいというふう
に頼むこともできると思うわけです。それは法律

ので、事実上もそれが的確に運用されるような形になってほしいなというのを期待するものでございます。ただ、ちょっと今の福祉の現場等を考えますと、とはいってもなかなか難しい問題が多いのかなというのが正直な感想でございます。

それで、もう一つ、話は変わりますが、今度は任意後見制度について若干お伺いしたいと思えます。

先ほどの御答弁にもございましたけれども、自

分の将来のことはやはりできるだけ自分で決める、そういった自己決定を尊重するという意味で、今回のこの任意後見制度、なおかつこれはかかつこれはかかつこれはかかつというふうに承なり弾力的な運用のできる制度だというふうに承知しておりますので、この制度が法制化された意義というのは私も大変大きいものだというふうに考えております。

そこで、その中身について実は何点か伺ひたいんですが、まず第一に、法案の第四条で、家庭裁判所は任意後見監督人を選任することとなっておりますが、この任意後見監督人の必要性、意

義は何なのか、あわせまして、この任意後見監督人の責任といったものはどうなってくるのか、その辺を御説明いただければと思います。

○細川政府委員　この任意後見契約に関する法律は、民法の委任に関する規定の特則になっているわけでございます。通常の委任でございますと、本人は、受任者が委任した権限を濫用しないように監督することができるとありますが、任意後見のような場合におきましては、その契約の効力が生ずる時点では、御本人の判断能力が不十分な状況になっておるといふことになります。したがいま

して、御本人自身が任意後見人を監督することができないために、任意後見人が権限を濫用する危

險というものが指摘されておるわけでござい
ます。そこで、本人にかわって任意後見人を監督
し、本人の利益を保護する者としての任意後見監
督人を選任する必要があるということでございま
す。

したがって、任意後見監督人の職務、ただ
いま申し上げたとおり、本人の利益を保護する者
として、任意後見人を監督するということがその
職務になるわけでございします。

○上田(憲)委員 それでは最後に、この任意後見
制度に関してもう一つお伺いをしたいと思います。

この法案の第十条第一項に、「家庭裁判所は、
本人の利益のため特に必要があると認めるときに
限り、後見開始の審判等をする事ができる。」と
いうことになっております。この中で、「本人
の利益のため特に必要があると認めるとき」とい
うのはどういふ場合を想定しているのか、もう少し
具体的に御説明をいただければというふうに思
います。

○細川政府委員 この十条で言っております「本
人の利益のため特に必要があると認めるとき」と
申しますのは、要するに、任意後見人に与えられ
た代理権の範囲が狭過ぎて、それでは本人の保護
が図れないという場合が一つございします。

もう一つは、任意後見契約というのは代理権を
与える契約でございますので、本人の行為能力を
制限することはできないわけでございします。そこ
で、御本人が例えば悪徳商法等にだまされやすい
という問題が生じたという場合には、任意後
見契約ではどうしても対応できない、したがっ
て、取り消し権や同意権を付与する必要があると
いう場合には、任意後見契約では対応できないの
で、通常の保佐とか後見になるということでござ
います。ただ、原則的には、私的な自治、本人の
意思を尊重して、任意後見契約が優先するとい
うことでございします。

○上田(憲)委員 以上で質問は終わらせていた
だきますが、この成年後見制度、これまで長年にわ

たりまして各方面からいろいろな関心を集めて議
論もされてきたことでございします。法制審におき
ましても、この成年後見制度の研究を設けて非
常に密度の濃い議論がされたというふうに向つて
おります。ただ、議論の過程におきましては、い
ろいろな観点から意見の違ひといったものも結構
あつて、それが大変な議論の結果としてここに集
約されてきたものだというふうに向つて承知してい
るわけでございします。

きょう、これで衆議院の当法務委員会におきま
す審議が議了するわけでございしますけれども、要
は、こうした制度ができて、これからこうした制
度が本当に高齢者また障害をお持ちの方々の権利
の保護のために実効あるものとして役立ってい
けるといふことが重要であるというふうに向つて考
えているところでございします。

もちろん、法務省はその基本法を所管してい
るという立場であつて、実際のいろいろな福祉の現
場における活動というのは、先ほどもちょっとお
話にありましたけれども、厚生省等の所管の部分
が多いんだというふうには思いますけれども、こ
の辺につきましても、ぜひ政府全体として、せ
かくこれまでの制度を大きく改めまして、新しい
制度として発足したしまして、まさにこれからさ
らに進みます高齢化社会の中におきましては必要
不可欠な制度だというふうに向つておりますの
で、これがさまざまな課題も乗り越えまして、ぜ
ひ適切、円滑に運用されることを御期待申し上げ
まして、質問を終わらせていただきます。

○杉浦委員 次は、木島日出夫でございます。
○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございま
す。

前回に続きまして、成年後見制度創設に係る四
法案について質問をいたします。

最初は、被後見人の欠格事項問題であります。
今回の成年後見制度創設に関する法改正に伴い
まして、これまで禁治産者につけられていたいわ
ゆる欠格事項、禁治産宣告を受けただけで、それ

自体当然に排除されてしまう諸資格であります
が、その欠格事項のうち、今回、遺言の証人など
四十二件については廃止になります。大変すばら
しい改正だと思ひます。しかし、百十六件につ
いては引き続き、依然として欠格事項が存置されま
す。

そこで、最初に法務省にお伺ひしたいのです
が、今回の関連法案の諸改正によりまして、欠格
事項を削除したのと存置をしたのと、仕分けの基
準、何だったのか、それを明らかにしていただき
たい。今回、どういふ手順でこのような仕分け結
果になったのかも、あわせて答弁願ひたいと思ひ
ます。

○細川政府委員 欠格事項は、各種法令中の資格
にふさわしい能力を担保するために設けられてい
るものでございまして、資格を付与する段階にお
いて、その資格にふさわしい能力を有しているか
どうかについて審査を行われるべきものでありま
す。

そこで、個別的な能力審査手続が整備されてい
る法律については、禁治産宣告等をあえて欠格事
由として存置しないこととし、それ以外の、当該
法令中で十分な能力審査手続を有しないものなど
につきましてもは欠格事項として存置する、そうい
う方針で私どもは所管の各庁と協議して、今回の
改正案に至つたわけでございします。

それで、手続ですが、これはほとんどすべての
省庁にまたがっておりますので、私どもの担当者
が各省に伺ひまして、相手方の担当者に対して、
この新しい民法のノーマライゼーションの理念等
を御説明して、改めて欠格事項を残すかどうか御
検討願ひたいというふうにお願ひいたしまして、
各省庁が御検討された結果が現在の整備法の内容
となつておるわけでございします。

○木島委員 個別的な資格に係るものは存置しな
い、それ以外は、十分な能力審査がある部分につ
いては残したということですか。
よくわからないのですが、今度、欠格事項をな
くした、いい方の改正の中に、公証人法十四条三

号による公証人の欠格事由を外しました。大変す
ばらしいことだと思ひます。禁治産者でも、そ
れ自体で公証人になれないということはやめた。
大変いいことです。

ところが、残した方の百十六件の中を見ます
と、例えば弁護士、例えば司法書士、例えば薬剤
師、例えば弁護士、例えば公認会計士、社会保険
労務士、行政書士、不動産鑑定士、不動産鑑定士
補、これらは禁治産宣告を受けた禁治産者とい
うことのみをもち、そもそもこういう職業につけ
ない。私は全く意味わからないのですよ。どうし
てこういう違いが出てくるのですか。

○細川政府委員 先ほど私の言葉は不適切であ
ったかもしれませんが、個別的に能力を審査するこ
とができる手続になつていないものについてはそれ
にゆだねる、そうでないところについては欠格条
項として残さざるを得ないというのが基本的な考
え方でございします。

ただいま御指摘の二十一の士師業でございま
すが、これにつきましては、資格試験の中では、学
識は試されるかもしれませんが、禁治産に
なるかどうかという問題については必ずしもその
能力を試されていないという問題と、大変多様な
多数の件数を一時に処理しなければならぬとい
う問題、あるいは個別的な審査手続が整備されて
いないという問題がありまして、そういうところ
につきましてもはそれぞれの所管省庁で判断されま
して、最終的にはそれを欠格事項として存置する
という結論になつたわけでございします。

○木島委員 どうもわかりませんね。
私は弁護士ですから言ひますが、弁護士なんか
になるには、司法試験に受かつて修習を終わ
つて、しかも、さらに弁護士会が加入を認めて、そ
れでなれるのでしよう。日本の弁護士法にも、こ
ういふ場合は弁護士になれないという個別審査は
ありますよ。厳しい審査がありますよ。だから、
本当に当該禁治産者がふさわしくなければ、十二
分に、弁護士としてあなたにふさわしくないと
チェックできる仕組みは弁護士法にはあります。

ができるようにするというのも、私も厚生行政を担当する人間にとっても重要な課題であるというふうにも認識しているわけでございます。

このため、私もいたしましては、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が十分な方ができる限り地域で自立した生活を継続して、安心して生活を送っていただくようにするため、無料または低額な料金で福祉サービスの適切な利用などを援助する地域福祉権利擁護事業を社会福祉事業として創設することを検討いたしております。この制度化によりまして、例えば障害者の団体などもその中に入ろうかと思っております。地域福祉権利擁護事業への幅広い福祉団体の取り組みを期待いたしております。また、全国的な基盤整備の観点から、都道府県社会福祉協議会が全国であまねく事業を展開していただくというところで、今年十月から、当該事業の運営について一定の国庫補助を行うことを予定いたしております。

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕

○陣内国務大臣 成年後見制度は、本人の財産管理等を適切に行うために利用されるものでございまして、後見事務に要する費用等の経費につきましては、基本的には本人がその財産の中から支弁すべきものだ、このように考えております。

ただ、委員御指摘のように、低所得者でもこの制度を利用することを可能にするため、福祉分野における廉価で良質な後見事務の供給体制について検討する必要がある、このように考えます。この点につきましては、今厚生省からお話がございましたけれども、具体的には、今般、社会福祉基礎構造改革において、判断能力の不十分な者に対する無料または低額な料金による福祉サービスの利用援助等を行う社会福祉事業を創設することとされておられますので、その中で十分な検討が進められることを期待いたしております。

○木島委員 今回の民法改正で、聴覚障害者の皆さん、言語障害者の皆さんが公正証書遺言をすることができるようになりました。大変すばらしい

改正だと思えます。これは、本当に長年にわたる関係者の皆さんの努力が報われたと思えます。

六月十五日の当委員会において参考人質問をやりまして、そのときに、例えば、大変すばらしい制度なんだが、聴覚障害者、言語障害者の身近に通訳人がいないような場合、特に遺言ですから、法律的な非常に難しいことを通訳してもらわなければならないか、通訳人が遠方から来ていたかどうか、あるいは費用負担の問題があるんだというところも指摘されました。そんなための補助制度が本当に欲しいなと思っているわけでありすが、現状と見通し、どんな状況なのか。これは厚生省、御答弁いただきたい。

○今田説明員 御指摘のように、聴覚障害者あるいは言語障害者が日常生活を営む上で、手話などのコミュニケーションの手段を確保することは大変重要であると考えております。このために、現在、都道府県それから指定都市等におきまして、障害者の社会参加を促進する事業といたしまして、従来から、手話が必要となる障害者に対する手話通訳者あるいは手話奉仕員の派遣事業を行っております。今回、公正証書遺言をされる場合に通訳者の派遣が行われるということになるわけでありすが、この場合におきまして、この制度の対象として取り組まれるものと考えております。

なお、ちなみにこの派遣事業につきましては、平成十年度、都道府県、指定都市一カ所当たり、平均で年間約一千三百万円の予算で運営している、このように承知をいたしております。

○木島委員 これはちょっと予算が少な過ぎても話にならぬと思っておりますので、ぜひ来年度予算以降、こういうせっかくの民法改正が行われるわけですから、抜本的に手話通訳の皆さんへの財政援助を国としてもやっていただきたい。その結果が、この法律が生きて、多くの言語障害者、聴覚障害者の皆さんが晴れて、安心して公正証書をつくることのできるようになるんじゃないかと思えますので、よろしくお願いをいたします。

厚生省さんはお帰りになって結構であります。

時間も大分なくなりましたが、最後に、成年後見人と被成年後見人間の利益相反問題についてお聞きしたいと思っております。

同僚委員からたび重なる御質問もありましたのではしりませんが、今回の改正で配偶者法定後見人制度が廃止されます。法人を後見人とする事ができるようになります。私は、本当に一番心配は、被後見人が悪徳後見人によってその財産を食い物にされはしないかなということでありまして、そこを歯どめをかけるのが本当に大事だということとを前回も質問いたしました。

そこで、改めて利益相反問題についてお聞きしたいと思っております。

前回質問したことははしりまして、利益相反する法人は後見人にしてはならぬ、後見人にはなれないということとを法律にしっかり書き込むべきだということとを東京都を初め日弁連なども要求していたんですが、残念ながらそれは受け入れてもらえませんでした。

しかし、この前の法務省の答弁によりまして、大丈夫なんだ、裁判所が必要があるときは後見監督人を選任できるんだ、職権で後見監督人も選任できるんだ、後見監督人を裁判所が選任する手続があるんだから、仮に後見人がふらちなことを考えても抑えることができるんだという御答弁でございまして、それで、細川民事局長は、必要があるときというのはどういうときだという私の質問に対していろいろ答弁もしているんですが、それは、最高裁判所が家事審判規則の改正を今やっているようにだけれども、そこできちっと、どういう場合が必要か家事審判規則で書いてくれるんじゃないか、そういうふうな受け取りの答弁をしているんです。手続等という面より実体法の解釈という面がございいますから、規則には載りにくい問題なのかなという感じがしておりますが、少なくとも最高裁の結論が出ておりませんという答弁なんです。

そこで、最高裁に聞きます。

私は本当に、後見監督人が選任される、必要と

なるときというこの法律の運用の問題で、しっかり立派な家事審判規則を最高裁につくってもらいたいと思っておりますが、どうですか、今の現状。

○安倍最高裁判所長官代理者 御説明申し上げます。

ただいま御指摘の点については、後見監督人をいかなる場合に選任するか、まさに実体要件の問題になろうかと思うわけでございます。

その運用に当たりましては、個々の事案を見ながら、その後見人の後見事務の適正を図るためにどういった場合に必要かをよく見きわめていきたいと思っております。この要件を家事審判規則に書くことは、実体法との関係では難しい問題があるかと考えておる次第でございます。

○木島委員 では法務省の細川民事局長、最高裁はあつちの態度です、実体法上の解釈問題だから家事審判規則では書き込めない。それなら解釈がやはり大事なんで、改めて答弁してください。必要とするときというのはどういう場合を想定しているか全部挙げてください。

○細川政府委員 前回申し上げましたが、家事審判規則は手続的な問題ですから、実体要件の解釈については、それは規則を書くのは難しいんではなからうかというふうには私は申し上げたつもりでございます。

必要のあるときというのは、まさに必要のあるときでございます。典型的な例を申し上げますと、例えば、被後見人御本人が相当の財産がある、あるいは相当の取引をする、多額の金銭を授受しなければならない、そういうような場合にはこれは権限濫用の誘惑があるわけですから、そういう場合には後見監督人を付さなければならぬ、それが一つの典型的な例だと考えております。

○木島委員 それでは、もう時間がありませんからざばりと聞きますが、だれが後見人に選任されるかというのはいくらも決定的だと思っております。そこで、利害関係の有無については判断材料の一つなんだろうが、端的に聞きます。

特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人があった、そこに入所しているお年寄りが痴呆症になった、そういう人が被後見人になる。その場合に、入所している特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人と痴呆性老人になってしまった被後見人、入所者は利害関係があるということではないでしょうか。そして、そういうような社会福祉法人を後見人に選任できるんではないでしょうかでしようか、端的に答えてください。

○細川政府委員 ただいまの設例でございますと、入所契約を結んでおるわけですから、利害関係があります。

二番目の御質問で、適当かどうかということですが、後見人の場合には包括的な代理権がございますので、そういう利害関係のある人を後見人に選任することは基本的には不適当であるというふうに考えております。ただ、後見人を複数任命して、片方の人は金銭関係を扱わないということであれば、その扱わない方にだけ任命する、あるいは、補助人でごく一部の代理権があるというならば可能性はないことではないというように考えております。

○木島委員 時間ですから終わります。実は、私は、任意後見の場合の後見人と後見監督人、そして被任意後見人、そしてそれを監督している裁判所、この関係は非常に大事だと思ってたくさん質問事項を準備してきましたが、やめます。

ただ、先ほど同僚委員からも質問されましたが、この任意後見制度は、裁判所は間接監督なんです。後見人を監督できないんです。後見監督人を通じてのみ後見人を監督するという間接監督なんです。私は、この次の見直しときは、ぜひともこれは、せめて裁判所は後見人を直接監督するということをやらないと、一つだけ欠点を言いますと、後見人と後見監督人が共謀したときやったりと、後見監督人と後見人が共謀したときには全く歯どめがないんですよ。どうしようもないということになるので、次の見直しするときぜひ間接監督から直接監督へと転換をしていただ

きたいと希望するんですが、法務大臣の御所見を伺って終わりにしたいと思うんです。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

○陣内国務大臣 任意後見契約というのはあくまでも私的自治に基づく任意契約でございます。いわゆる法定後見とは制度の枠組みが異なるわけでございます。したがって、国家機関である家庭裁判所が直接的に任意後見人を監督することとは、私的自治の原則との関係で問題があるのではないかと考えます。

○木島委員 終わります。

○杉浦委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。私が最後の質問者になりましたので、まず、全体を通して極めて素朴なところからお聞きをしていきたいと思っております。

これまでの長らくにわたった禁治産者制度あるいは準禁治産というものが今回大幅に変わる、そしてまた戸籍などに記載もされなくなるということ、かなり画期的な改正ということで議論をしてきております。

しかし一方で、これまでのイメージ、印象は多くの人の心の中あるいは印象の中に残っているところでありまして、こういうふうに変わりましたよと言っても、名前が変わっただけじゃないんですか、やはり自分がまさに人間として大きく何かアイデンティティーを失うようでは使いたくないとか、あるいは自分の能力を疑われる、あるいは世間から何か排除されたように思えるというようなマイナスイメージを持つ方もいらっしゃるんじゃないかというところで、今回の法改正について、その趣旨、特に使われる人みずから望んでという部分もあるわけですから、法務省の方でどのようにこの立法趣旨をPRしようとしているのか、その計画や手法あるいはその要点を伺いたいと思っております。

○細川政府委員 今回の改正案は、障害のある方でも社会の中で健常者と一緒に生活していくというノーマライゼーションの考え方に基づいてな

れているわけで、したがって、従来のマイナスイメージを払拭するということが非常に大事だということ、これは御指摘のとおりだと思います。

私どももいたしまして、この新しい制度の趣旨について広く国民に理解していただかねばならないと思っております。そこで、一般の方々にとってわかりやすいパンフレット等の説明資料やポスターを作成しまして、全国の家庭裁判所、都道府県、市区町村、福祉事務所、社会福祉協議会、社会福祉士会、その他福祉関係団体、弁護士会、司法書士会、公証役場、法務局等に配布するとともに、制度の内容に関する詳細なQ&Aや解説書の出版、関係機関、団体等に対する説明会の開催、さらには政府広報等を通じて制度の周知広報に努めてまいりたいと考えております。

○保坂委員 二点目に、後見人についてのことなんですけれども、例えば後見人が利害関係のないと思われる第三者に、だれだれの後見人をしてい、あるいはその内容について伝えてしま、話をしよう等々、被後見人のプライバシー、あるいは資産内容だとか健康状態、いろいろな部分の情報をきちっとガードしていただく必要があるかと思っております。そういった後見人の方々が、どういった研修をうけますか、そういう資質を身につけていただく仕組みづくりについては、どのように法務省の方は考えていらっしゃるか。

○細川政府委員 後見等を受けているということ、を第三者に知られたくない、知らせないようにするというプライバシーの保護は、御指摘のとおり大変重要な問題だと思っております。

もちろん、本人を保護する立場にあります成年後見人は、そのプライバシーを守る義務があるわけでございます。その義務に違反した場合に

は、民事的あるいは損害賠償責任があるとか、さらには、甚だしい場合は後見人の地位を解任されるということもあり得るわけでございます。ただ、そうなる前に、今申し上げたようなことは当然の前提でございますが、さきさき後見人として

守っていただかなければならないことはということかということにつきまして、制度の趣旨徹底の際に改めて周知徹底したいと思っております。

○保坂委員 後ほど、その研修などについてはまた伺います。

次に遺言についてなんですけれども、今回まさに現場からの声を受けて大きく遺言についても改正をされるということで、大変、遅過ぎたなどとの声もあるわけですが、しかし必要なことだと思います。

しかし、例えば公正証書遺言という遺言のスタイルがあるんだということも、国民幅広くだれでも知っているというたぐいのものではなくて、そういう制度をばんやりとは知っていても具体的に中身などよく知らない、あるいはそういうものに預けるよりは自分で財産はきちっと押し入れにでも入れておくんだという方が多いと思うんです。そういった方にちゃんと、こういう制度のメリットがあるんですよということをまた幅広く知らせるということについては、何か考えを持っておられるでしょうか。

○細川政府委員 公正証書遺言一般あるいは公正証書による遺言等につきましては、従来から、公正週間というものを設けて制度のPRをする、あるいは政府広報でも取り上げたことがございますが、あるいは必ずしも十分ではなかったのかもしれません。

私どももいたしましては、今回の改正を機にいたしまして、わかりやすいポスター、パンフレット等解説書をつくりまして、先ほど申し上げましたいろいろな関係機関、団体等にお送りしております。さらなる広報を図ってまいりたいと存じております。

○保坂委員 今回の遺言の部分の改正の趣旨、つまり、これまで拒絶をされていた方々、聴覚または言語機能に障害がある人たちに對して、手話、手話通訳をもって、あるいは筆談をもってこれを可となすという趣旨はどこにありますか。つ

まり、何のためにそういうふうな枠を広げなければならぬのかという、その理念であり趣旨についてちょっとお答えいただきたいと思ひます。

○細川政府委員 遺言の方式には三種類、一般的なものがあつたわけですが、今まで、言語機能に障害がある方は、その一番中心となる公正証書による遺言は利用できなかったわけでございます。

公正証書による遺言は、この前の参考人の先生も言っておられましたように、さまざまな利点があるわけでございまして、やはりそれを利用できるということが大切なことである、その御要望も大変強かつたということでございまして、それを利用できるように従来の欠陥を改めたということでございます。

○保坂委員 みずからの意思を持つ方が、この規定があるために、みずからの意思をあらわす手段、例えば手話、あるいはこうやって書いていうことができて、これは認められないんだという声は、これはちょっとおかしいのだからという声が今回の改正の最初の動機のところにあつたんじゃないでしょうか。

○細川政府委員 まさに、障害者の団体の方々からはそういう御意見が強く出されたわけでございまして。

○保坂委員 そうしますと、ここが大事なところだと思ふのですけれども、病氣並びに障害によって発声、発語が困難、声が出ない、そしてまた、ペンを握るといふわけにもいかない、そしてまた、手話も残念ながら知らないか、あるいは手などが十分動かないという方が、みずからの意思を伝達する何らかの補助器具を使って公正証書遺言をするという声もまた今後かなりの場面で出てくるのではないかと想定できるのですが、細かい話は後ほど聞きますが、まず大きくどういふふうにかういった問題、つまり、筆談や手話によらない意思伝達、ほかの補助器具ということについてはどうお考えですか。

○細川政府委員 まず、今回の改正案は、通訳人による通訳と書いてあつて、手話による通訳とは

書いていないものですから、ほかの手段でも通訳と認められるものであれば、それは構わないわけですが、それが第一点目です。ですから、手話でない、例えば唇を読むという方法あるいは指文字という方法がありますが、そういうものでももちろんよろしいわけでございます。

それから、それもできないという方が、例えばワープロを使って、私の遺言はこうですということと公正証人の前でされたということになりますと、それは、まさにペンを使得って字を書いたのと、ワープロは一種の筆記用具ですから、それと同じように考えればいいわけですから、そうしますと、そういう場合でも、今回の改正は公正証人の前での自書に当たるといふふうに解釈すべきだといふふうにかえておられます。

○保坂委員 かなり答弁が微妙だと思ひまして、今細かい事例を用意してきたのですけれども、そういうお答えですと、確認の作業になります、私の知人に、やはり手などが余り動きませんが、そして声もなかなか聞き取れないという方で、頭に鉢巻き状のバンドを巻いて、そして頭にちよつと棒をつけて、その棒でパソコンのあるいはワープロのキーを的確に打っていくという方がいるのです。こういう方の場合、そうすると、無理なく成立というふうにかえられましようか。

○細川政府委員 現在の改正案の趣旨から申しますと、それは当然ということになります。

この前、参考人の質疑のときに、保坂先生が質問されているのを国会テレビで見えておりましたが、あれは、答えられた方は現行法のことを言われたのです。改正法のことを言われたのではないかつたので、そういう御疑問が生じたのではないかとと思つております。

○保坂委員 では、余り長くこのことをやる必要はないのかもしれない。

ただ、そうなりますと、ワープロももちろんですけれども、例えば、手は十分に動かないけれども、手の一部を使って何らかの機械的な伝達をして文字を選び出していくような、そういう装置も

ございます。あるいは、逆に、これを音声で表現するという装置もあります。要するに、手や体の一部分を動かして、口は動かないだけけれども、その音声で自分の意思を表現するというような、あらゆる、その人の意思であることがその場で確認されれば、これは認められ得るといふふうにかえてよろしいですか。

○細川政府委員 まさに意思の伝達手段があると思ひますが、本人の本当の真意が確実に伝わっているという手段であれば、それはそれで差し支えないといふふうにかえております。

○保坂委員 そうすると、今、公正証書遺言を中心に答弁していただいたのですが、それ以外の秘密証書遺言であるとか、あるいは、特別方式と言われているところの死亡危言者遺言とか、船舶遭難者あるいは隔絶地、こういうところの扱いはどうなるでしょうか。

○細川政府委員 自筆証書は、まさに自筆で書かなければいけませんので、これはだめなんですけれども、それ以外の方法は、つまり、自筆でやることによつて後本人の筆跡であることが確認できるといふ意味がありますので、自筆証書は本人がみずから記載することを要求されていますが、それ以外の自筆で書くことを要求されていないものにつきましては、ワープロで打つたものを、中身を秘密証書にするということは可能でございます。ですから、そのほかの場合には可能であるといふのがお答えでございます。

○保坂委員 その自筆証書遺言なんですけれども、例えば、手を失つた方で、義手というのですか、要するに機械の部分でペンを握つて書く、これはどうなんですか。

○細川政府委員 これは、結論的に申しますと、先ほど申し上げましたように、筆跡で後本人の意思に基づいたものかどうか確認できるという要件でございますので、それができるような場合であればよろしいのではないかといふふうにかえております。

○保坂委員 そうすると、もし仮に、ペンを握っているのが機械であっても筆跡は出るわけですね。要するに、動かしている人固有の癖がありましますから、筆跡というのとは出ると思ふのです。さらに、例えばペンを握らせる、要するに手の部分だけ、あるいはペンを握らせておく機械、これを遠隔操作して手のいろいろな強弱で動かす、こういう装置を開発しても固有の筆跡は生まれ得ると思ふのですが、それはいかがでしょうか。

○細川政府委員 常識的に判断しますと、そういうことでもよろしいのではないかといふふうに思ひます。

ただ、これは裁判所の判例等があるわけではございませんので、責任を持って申し上げる確信はありますが、常識的に考えればよろしいのではないかといふふうにかえております。

○保坂委員 ちょっと法務大臣に伺ひますが、いろいろちよつと細か過ぎるほどお聞きしましたのは、我々は、やはり立法する際に、これだけ痛切な声があつたにもかかわらず、大改正なわけですから、十分に意思を伝えるお気持ちがあるのに、手段がないためにこれがなかなか伝えられないでいるという方に対して、やはり十分運用において配慮していただきたいということをお願いしたいのですが、大臣の所感を願ひいたします。

○陣内国務大臣 基本的には、国民の権利意識の高まりを受けて、聴覚・言語機能障害といった健常者じゃない方も、健常者と同様に公正証書遺言等を利用することができるようになつていふことではございますので、それぞれの問題はあろうかと思ひますので、すべてというわけにはいかぬと思ひますが、今のような趣旨を大事にしていかなければならないと思つております。

○保坂委員 ありがとうございます。

もちろん、その機械というのは万全ではありませんで、その機械が工作されて、あたかも本人が伝えているかのように偽装しながらにせの遺言がなされて、その資産が動いたなんといふこと

があつてはいけません。そこはだから厳正に判断していただくことが大前提でしょうけれども、意思が存在する際には、それが何らかの形で表現された際には、ぜひこれは尊重していただくようにお願いしたいと思います。

それでは、厚生省にきていただいていると思うのですが、これは前回の質問でもお聞きをしたように、この成年後見制度のいわば適用というか、この制度を使って保護されなければならぬ、あるいは保護を希望される方というのは潜在的には大変な人数がいらっしゃると思うのです。具体的に、介護保険が来年度の春から導入をされていきますけれども、介護保険の制度と、特にこの成年後見制度、家族などがいて見ている場合ということではなくて、例えば身寄りのない、全く天涯孤独というか、ひとり暮らしで暮らしておられる方も多数今いらっしゃると思います。それから、逆に難しいのは、家族の中には暮らしているのだけれども、家庭の中で老人虐待といえますか、そういう中で虐待を受けている。いろいろなケースが考えられるのですけれども、介護保険の制度のスタートとこの成年後見制度をどう切り結んでいくかということ、まず厚生省のお考えを。

○近藤純政府委員 介護保険制度の運用におきましては、例えば、要介護認定を申請する。それから、要介護認定されまると、例えば施設に入るときには契約をする、こういう形になっておりますので、御本人の意思を確認して、それを尊重しながらやるというのが介護保険制度の建前になっております。

ただ、先生御指摘のような重度の痴呆の高齢者の場合で、なおかつ家族の方もいらっしゃるという、こういう方につきましては、当然この成年後見制度を利用するというのはかなり出てくるのだと思います。ただ、そういう需要がありまして、後見人を選定すること自体が時間がかかりますので、その間につきましては、必要があれば市町村が措置をするという制度が、例外的な制度としては残されております。

○保坂委員 今、厚生省の方でおっしゃった、重度の痴呆になつていたり、家族等がいらない場合、そしてまたこの制度を運用しなければならぬというときに、極めて公正できちっとした、しかも、利益追求ということではなくて、社会活動としてこの後見人を務めていただく方をつくり出していかねばならぬだろう。また、そういうお年寄り自身と、あるいはお年寄りとは限らないわけですが、そういう被後見人になる方との間を行政やいろいろな手続のシステムをつないでいくというふうな、ケアマネジメントといえますか、そういうものも必要だと思ひます。そういう制度やあるいは後見人の担い手を育てるなど、今準備されていることはありますか。

○炭谷政府委員 ただいま先生が御指摘されましたような成年後見人制度をいかにうまく利用していただくかという、つなぐ制度といたしまして、実は、先ほども御説明させていただきましたけれども、地域福祉権利擁護制度というものが一番役に立つのではないかなというふうに思つております。地域福祉権利擁護制度につきましては、これから、今年十月の発足を目指しまして、いろいろ準備を進めております。この担い手としては、現在、都道府県社会福祉協議会などに期待しているわけでございまして、この社会福祉協議会が活動することによって、いわば場合によつては、この人は成年後見人制度を利用した方がいいなというケースについては、そこにつなげていくというような機能も考えております。

○保坂委員 それでは、厚生省の方はこれで結構です。

裁判所の方に伺いますけれども、これは繰り返して出ている質問で恐縮といえ恐縮なんです、しかし、大変多くの方がこの制度を今後希望されるかもしれないというところは、この委員会あるいは参考人の質疑の中で明らかになつてきたと思うのです。まず、家庭裁判所の中で、現行の制度ですら相当の労力、人的な、あるいは時間的な労力を割かれていると思うのですが、そういう家庭

裁判所の現状でどの程度まで持ちこたえられるのかということ、率直なところを本場に知りたいわけなんです、まずは現状がどうか。

そして、この成年後見制度は、それこそ司法省の答弁もあつたように、政府広報なども使つて、関係機関はもちろんのこと、どんどん宣伝公布していくということであれば、もっともっと希望者がふえると思うのです。裁判所の方で、現状、家庭裁判所の中でどの程度の力を割いて当たっているのか、そしてこれがふえていくとしたらどの辺が限度かというふうなことを逆にここで明かしていただいて、その後必要な人員や予算も考えていかなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

○安倍最高裁判所長官代理者 現在の家庭裁判所の業務におきましても、この禁治産宣告事件、準禁治産宣告事件は大変重要な事件だという認識で処理に当たつているところでございます。その判断の段階、さらに後見人の選任の段階、さらに監督の段階とあるわけでございます。

ただ、これをどのくらいの事件まで持ちこたえられるか。なかなか難しい御質問でございます。私どももいたしましては、現在の体制の中でできるだけの準備を整えまして、事件について手当てをできるように考えていきたいと考えている次第でございます。

○保坂委員 いや、ですから、堂々めぐりなんですけれども、限度があるのじゃないでしょうか。現在の体制では、限度はないのですか。どのくらいまでなら大丈夫、しかしそれを超えたらやはり増員し手厚い陣形を組まなければだめだということはこの審議の中で言つていただきたいのです。

○浜野最高裁判所長官代理者 平成十年に家庭裁判所に提起されました禁治産申し立て事件それから準禁治産申し立て事件、さらにこれらの取り消し事件でございます、合計約三千六百件余りでございます。家事事件全体が約四十九万件でございますので、先ほどの三千六百件というのは約〇・七%にとどまっております。そういうことで、家

事事件の中ではそういう比率でございますので、先ほど家庭局長からも御説明いたしましたように、今のそういう状況では現体制で十分対応できるということをお願いしたわけでございます。

ただ、ただいま御審議いただいております成年後見制度につきましては、今後法案が成立いたしました後に、家庭裁判所におきます運用、これも工夫をいろいろ凝らしていく必要があるかと思ひますし、そういう点も加味して、また、現段階では新しい事件でございますので事件数の動向が非常に予測しがたいというところもございまして、高齢化の進展等社会構造の変化等も十分踏まえまして、家庭裁判所がその特色でございます科学的な後見性を十分に発揮して的確な事件処理が図れるように、家庭裁判所の人的体制のあり方についても検討してまいりたい、かように考えております。

○保坂委員 大変控え目な御答弁で、大変不思議なんです、やはり裁判官は忙しいし、事件はラッシュだし、ですから、これが宣伝されれば広がると、例えばあと五年、十年で、今三千六百ですが、これが二十倍、三十倍、五十倍、百倍になるとしてもおかしくはないわけですね。しかし、それには人的な体制が必要なので、ぜひそういうことも率直に今後は答弁をしていただきたいと思ひますが、今のところは大丈夫だけれども、しかし今後はわからないというふうに受けとめました。わからなければ、予算を要求して人員増加に努めていただきたいと思ひます。

最後に、法務省に再び伺いますけれども、これは同僚議員からたびたび指摘があつたことなんです、例えばカルト的な集団あるいは新興宗教などが、例えば福祉施設的なものを、これは社会福祉法人になつていて、かどうかは別に、お年寄りを集め、信者の寄附を集め、そしてそこで寝起きをする。そして、その中で、実はねらいどころは、これは財産だ、金であるということ、過去の数々の事件、あるいは一種のカリスマ性を持つ人間を中心とした詐欺、実際にそういうことでお年

寄りの資産がねらわれてきたということがありま

す。
今回の制度を、悪用をどう防止するのか、そう
いった犯罪のえじきに、よもや人権を保護しよう
という法律が悪用されることがあつてはならない
と思うんですが、ここをどう防止する工夫をな
さつてきたのか、また、運用の中でそれを心がけ
るのかについてお聞きいたします。

○細川政府委員 この制度を適切に運営するため
には、後見人等に適切な方が選ばれて、本人の保
護のためになるということが大事なことございま
す。

そこで、今回の改正案では、後見人を選任する
に当たつて、家庭裁判所が考慮すべき事情を列挙
しまして、それを十分家庭裁判所が慎重に審査し
て判断してもらいたいということを明らかにして
いるわけでございます。

それからもう一つは、従来は後見監督人等は、
申し立てがなければ選任できなかったわけですが、
今回の改正法案では、家庭裁判所が職権で後
見監督人を選べることにしております。そういう
体制にいたしましたので、今後、家庭裁判所の適
切な運用が得られれば、御指摘のような問題は生
じないのではないかとこのうふうに考えておりま
す。

○保坂委員 もう一度その点を裁判所に伺いま
す。例えば大学の先生だとかあるいは著名人、作
家ですとか、実際に身の回りでもそういう被害が
あるんですけれども、そういう方たちが勝手に名
前を使われたり、たつた一回あつた講演会の写真
を使われたり、あたかもその組織やグループ、その
法人の顧問であるかのように装いをつくられて、
そして詐欺を仕掛ける、そういう犯罪が後を絶た
ないわけなんです、とりわけ後見人が法人とし
て出てきた場合に、裁判所がそこを見抜くという
具体的な方策、何かお考えでしょうか。

○安倍最高裁判所長官代理者 法人の適格性に
つきましては、当該法人の活動状況を把握するに
尽きるわけでございまして、情報収集の方法

といたしましては、私どもの方で調査官が出向い
て各種の帳簿等を見せていただくということもあ
ろうと思ひますし、あるいは、各地域における活
動を関係福祉機関から情報としていただくとい
うことなども考えられるだろうと思ひております。
このようなことを踏まえまして、できる限りの情
報を集めて、的確な判断をしていきたいと考えて
いる次第でございます。

○保坂委員 とりわけ、この立法の趣旨にかんが
みて、まさに人権保護のための法律であるとい
うことを、今の質疑でも手ごたえある御答弁をい
ただいたと思ひますので、ぜひその趣旨を今後運用
において徹底していただくようにお願いをして、
私の質問を終わります。

○杉浦委員 以上で各案に対する質疑は終局い
たしました。

○杉浦委員 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに各案
について採決に入ります。

まず、民法の一部を改正する法律案について採
決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、任意後見契約に関する法律案について採
決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、後見登記等に関する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○杉浦委員 以上で各案に対する質疑は終局い
たしました。

次に、後見登記等に関する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、後見登記等に関する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、後見登記等に関する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、後見登記等に関する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、後見登記等に関する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、後見登記等に関する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、後見登記等に関する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、後見登記等に関する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、後見登記等に関する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、後見登記等に関する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、後見登記等に関する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○等関係諸団体への支援、後見人等の研修な
ど、後見制度がより有効に機能するように実
施体制の整備に努めること。
五 政府は、後見登記等の利用者の利便の向上
に資するため、登記の申請数等を勘案しつ
つ、利用者にとって利用しやすい登記所の体
制の整備に努めること。
六 政府は、新しい成年後見制度について、そ
の運用状況、高齢者・障害者をめぐる社会の
状況等を勘案し、必要に応じて制度について
の見直しを行うこと。
七 政府は、聴覚又は言語機能に障害がある者
が公正証書遺言をすることを可能とした本改
正の趣旨・内容について、周知徹底を図ると
ともに、その適正な運用につき公証人等を指
導すること。
以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。
○杉浦委員 これにて趣旨の説明は終わしまし
た。
採決いたします。
八代英太君外六名提出の動議に賛成の諸君の起
立を求めます。
〔賛成者起立〕
○杉浦委員 起立総員。よつて、本動議のと
り附帯決議を付することに決しました。
この際、ただいまの附帯決議につきまして、法
務大臣から発言を求められておりますので、これ
を許します。陣内法務大臣。
○陣内国務大臣 ただいま可決されました附帯決
議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対
処してまいりたいと存じます。ありがとうございます。
○杉浦委員 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました各法律案に関する委
員会報告書の作成につきましては、委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ございません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○杉浦委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○杉浦委員長 次回は、公報をもってお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時八分散会